

## 令和6年度広尾町議会決算審査特別委員会 第2号

令和7年9月9日（火曜日）

開議 午前10時00分

1、委員長（志村） ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本委員会は、第3回定例会において付託された認定第1号 令和6年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 令和6年度広尾町下水道事業会計決算認定についてまでの9件を審査します。

お諮りします。審査方法は、別紙審査予定表に基づき行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、審査の方法は別紙審査予定表に基づき行うことに決しました。

なお、全会計の決算概要については、第3回定例会において説明を受けておりますので、省略します。

これより認定第1号 令和6年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを審査します。

初めに、一般会計歳出のうち審査番号1、1款議会費から2款総務費までを審査します。決算書については56ページから93ページ、主要な施策等説明資料については15ページから58ページです。

なお、各節において50万円以上の不用額及び5万円以上の予備費の充用、予算流用並びに主要施策等で特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、総務費の所管する部分につきましてご説明申し上げます。

初めに、決算書からご説明申し上げますので、決算書の58ページ、59ページをお開き願います。

58ページ、中央よりやや下の3節の職員手当等でございます。不用額といたしまして、120万5,809円の不用額が生じてございます。主なものといたしましては、時間外勤務手当が106万7,948円、管理職員特別勤務手当が11万7,000円でございます。理由といたしましては、時間外勤務手当等の減によるものでございます。

その下でございます。4節の共済費でございますが、125万8,205円の不用額が生じてございます。主なものといたしましては、一般職の共済組合負担金が92万622円、特別職の共済組合負担金が12万2,283円となってございます。理由でございますが、基礎年金負担金率の改定によるものでございます。こちらにつきましては、改定時期の関係で相殺処理ができなかつたために、歳出戻入により処理いたしたことから、執行残となってございます。こちらにつきましては、全款全会計でもって不用額が生じている部分がございますので、あらかじめご承知おき願いたいと思います。

続きまして、その5段下でありますが、11節の役務費で52万5,614円の不用額が生じてございます。

主なものといたしましては、通信運搬費が21万3,592円、廃棄物処理手数料が13万3,150円となってございます。実績額の確定による執行残でございます。

次に、12節の委託料55万6,419円の不用額でございます。主なものといたしまして、職員研修の委託料が32万7,000円、産業医の委託料13万9,950円となってございます。こちらにつきましても、実績額の確定に伴います執行残でございます。

次に、飛びまして342ページ、343ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

一番上、1の公有財産、(1)、土地及び建物のアの総括で、決算年度中の増減についてご説明申し上げます。

初めに、土地でありますが、普通財産で3,360.26平方メートルの増、次の行政財産で6,179平方メートルの減であります。合計といたしまして2,818.74平方メートルの減となってございます。主な要因でございますが、普通財産において、道路の廃止によります行政財産から普通財産への財産区分の変更がございました。また、寄附による増、公園用地の財産区分変更による減などになってございます。

その下の行政財産につきましては、逆に道路の廃止に伴いまして減になったほか、公園用地の財産区分変更による増でございます。

次、その右側でございます。建物でございます。木造につきましては、普通財産、行政財産ともに変更はございませんでした。

次に、非木造でございますが、普通財産につきましては変更がなく、行政財産で314平方メートルの減となってございます。合わせましても314平方メートルの減となってございます。主な要因といたしましては、行政財産のほう、錦町団地公営住宅の解体によるものでございます。

木造、非木造を合わせました建物全体の延べ面積、右側でございますが、非木造と同様、普通財産では変更なし、行政財産で314.00平方メートルの減でございます。

次のページをお願いいたします。344ページであります。

(2) の山林であります。決算年度中の増減高でありますが、面積の所有分で0.11ヘクタールの増、分収では変更がございませんでした。全体につきましても0.11ヘクタールの増でございます。隣の立木の推定貯蓄量でございますが、所有分で3,068.67立方メートルの増、分収につきましては変更がないため、全体でも3,068.67立方メートルの増となってございます。

その下、(3) の有価証券につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

345ページの(4)、出資による権利でございます。本年度につきましては、増減はございませんでした。下段の括弧書きであります備荒資金組合の納付金でありますが、181万9,817円の運用益が配当されたものでございます。

次のページ、346ページをお願いいたします。

2の物品の(1)、車両等であります。区分といたしまして、乗用車で1台の増であります。また、消防署配備車両で内訳の変更がございました。一番下、年度末現在の台数でありますが、99台となってございます。

347ページの下段の3、債権をご覧願います。表中の3番目、広尾町国民健康保険病院貸付金であります。決算年度中の増減でありますと、1,650万4,950円の減少となり、決算年度末現在高が7,683万8,064円となってございます。

次の348ページ、349ページをお願いいたします。

4の基金であります。区分欄の一番上、財政調整基金から一番下、用品購買基金までの17の基金につきまして、決算年度中及び出納整理期間中の積立て、取崩しの状況を掲載してございます。

349ページの左下の計欄、令和7年3月31日現在の合計でありますと、36億5,239万2,657円でありますと、前年度から2億1,309万659円の増加となってございます。

出納整理期間中の積立てでありますと、取崩しを含めました5月31日現在高につきましては、備考欄の右下の段でございます33億3,907万4,884円となったものでございます。

また、表中の区分欄の上から6番目でありますと、ふるさと納税基金を追加してございます。表外に記載しておりますとおり、3つの基金からふるさと納税基金へ移管を行いまして、年度末残高を整理してございます。

次のページ、350ページをお願いいたします。

用品購買基金の運用の状況でございます。決算年度末の現在高でありますと、現金と物品を合わせまして800万円でございます。物品の購入額と売払い額の差額25万2,280円につきましては、基金の運用益といたしまして、一般会計へ繰り入れて整理をいたしてございます。

次に、主要な施策についてご説明させていただきます。

令和6年度決算に係る主要な施策等説明資料の22ページをお願いいたします。

22ページの事業番号7番、海上自衛隊護衛艦「いせ」十勝港入港歓迎実行委員会負担金でございます。中身といたしましては、「いせ」の入港に伴う歓迎式典の実施、また、一般公開の実施に伴います会場等運営業務の実施を行ったものでございます。3日間の一般公開で7,722人の来場があり、町内経済へも一定の波及効果があったと考えているところでございます。

その下の23ページの5目財産管理費の事業番号1番、町有地整備でございます。(1)の町有地立木伐採事業でありますと、野生動物との緩衝地帯を設ける目的で、町有地内の立木の伐採を行い、町民の安全確保に努めたものでございます。事業費等につきましては、記載のとおりの内容となってございます。

その下の(2)、町有地環境整備事業でありますと、伐採後の町有地につきまして草刈り等の実施を行い、景観維持と町民の安全確保に引き続き努めたものでございます。

私からの説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

1、委員長(志村) 鎌田企画課長。

1、企画課長(鎌田) それでは、企画課所管分の説明を行います。

初めに、5万円以上の流用と充用、節における50万円以上の不用額であります。

まず、決算書の68、69ページをご覧いただきたいと思います。

1項7目企画費、01企画費の10節需用費のうち、消耗品費と印刷製本費におきまして、予備費から16万円を充用しております。熱中症対策の一環として、クーリングシェルターの設置を進めるに

当たり、当該施設がシェルターであることを示すのぼりの作成について急を要したことから、充用を行い実施したものであります。

同じく69ページ、01企画費の11節役務費の通信運搬費におきまして、予備費から7万6,000円を充用しております。物納による企業版ふるさと納税を受領するに当たりまして、本町がその送料を負担することとなり、事業の執行に急を要したため充用を行ったものであります。

同じく69ページ、01企画費の18節負担金補助及び交付金におきまして、予備費から24万3,000円を充用しております。

71ページをお願いします。

備考欄の上から3番目、まちづくり活動支援事業交付金におきまして、予定より多くの申請があり、事業の執行に急を要したため充用を行ったものであります。

次に、同じく01企画費の18節負担金補助及び交付金におきまして、289万9,942円の不用額が生じております。主な理由としましては、01企画費の71ページ、備考欄上から2番目、広尾町結婚新生活支援補助金が108万9,000円、それとその下、02移住促進事業費の18節負担金補助及び交付金の上から3番目、地域おこし協力隊活動支援交付金が37万6,078円、それぞれ交付額確定による執行残であります。また、同じく移住促進事業費の地域おこし協力隊起業支援補助金ですけれども、予算額100万円に対し執行がなかったため、100万円の執行残となっております。

続きまして、主要な施策等説明資料についてご説明をいたします。

説明資料の25ページをお願いいたします。

7目企画費の事業番号2、広尾町まちづくり推進計画委員会の(2)、まちづくりアンケートの実施です。まちづくり計画の後期の見直しに当たり、町民の考え方や意見を反映させるため、町民1,400人を対象にアンケートを委託により実施しました。今回は、調査票のほか、ウェブによる回答も可能とし、583件の回答を得たところです。事業費等につきましては、記載のとおりです。

次に、33ページをお願いします。

事業番号11、移住・定住・関係人口の拡大促進の(6)、空き家バンク事業です。一番下の下段になります。町内の空き家の有効活用により、移住・定住の促進による地域活性化を図るため、平成28年に要綱を定めて実施をしている事業です。令和6年度から新たに空き家対策を任務とした地域おこし協力隊を任用し事業を推進しております、令和6年度の新規登録数は3件、売買件数3件、令和6年度末時点の空き家バンク登録数ゼロ件となっております。

次に、34ページをお願いいたします。

事業番号13、地域おこし協力隊事業です。令和6年度は、企画課において2名を任用しております。1名は令和5年度からの継続任用で、移住体験事業や農山漁村ホームステイ事業など、主に都市部の人などを関係人口として受け入れる取組を任務としております。また、令和6年度から空き家対策を任務とする協力隊を新たに1名任用しております。事業内容、事業費等は、記載のとおりです。

次に、35ページになります。

事業番号14、地域おこし協力隊員インターン事業です。これは、国の推進要綱に定める地域おこ

し協力隊インターンについて、情報発信力強化を目的に募集をし、3名を任用しております。各種SNSや動画サイトなどで、広尾町の情報発信を任務として行ったところであります。なお、この事業への参加を契機に1名が広尾町へ移住しております。事業内容、事業費等は、記載のとおりです。

次に36ページをお願いいたします。

事業番号16、地域脱炭素化推進事業の（2）、地球温暖化対策実行計画の策定です。本町における脱炭素化社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めるため、法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定しました。策定に当たっては、町民や事業者等で組織する地域協議会を新たに設置し、審査、協議等を行ったところであります。なお、その審議等の内容につきましては、

（1）の地域脱炭素化推進協議会の項目に記載をしているところです。事業内容、事業費等は、記載のとおりであります。

次に、37ページになります。

事業番号17、公園整備再検討のための意見聴取、（1）、新たな公園づくり町民説明会、公園トークの開催です。整備内容の再検討に当たり、町民の意見を聞き取る目的で、町民説明会や公園トークを開催しております。町民説明会は6回開催し69人が参加、公園トークは7回開催し90人に参加をいただきました。実施日、参加者数等は、記載のとおりであります。

次のページをお願いいたします。

同じく事業番号17、（2）、新たな公園づくりに関するアンケートの実施です。先ほどの町民説明会と同様、整備内容の再検討に当たりまして、町民の意見を聞き取る目的で、町民1,400人と回答を希望する町民にアンケート調査を委託により実施しております。調査票のほか、ウェブでの回答も可能とし、550件の回答を得たところです。事業費等については、記載のとおりです。

次、39ページをお願いします。

事業番号19、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業一覧につきましては、物価高騰の影響を受けた地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図るため、国が創設した交付金制度を活用し、掲載をしております3つの事業を実施しております。3つの事業に、合計3,671万7,000円の交付金を充当しております。各事業の詳細につきましては、それぞれ記載ページを載せておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

次、44ページをお願いします。

8目ふれあい活動費の事業番号4、町史編さん関係です。広尾町の歴史を後世に引き継ぐための町史を編さんする事業に着手をしております。事業期間は、令和6年度から11年度まで6年間となりまして、令和6年度は委託事業者と連携し、全体方針やスケジュールの作成、編さん体制の検討などを行っております。事業費は、記載のとおりです。

次に、45ページをお願いいたします。

9目防災対策費の事業番号3、宮川の沢避難路手すり設置工事です。円滑な避難ができるよう、津波災害時の避難経路であります宮川の沢避難路の急傾斜部分に手すりを設置しております。事業費は、記載のとおりです。

その下、事業番号4、市街地区避難誘導標識等更新工事です。町内沿岸部の緊急避難場所を変更したことに伴いまして、地区内の避難誘導標識や案内図などを更新しております。事業費は、記載のとおりです。

次のページをお願いいたします。

事業番号5、避難施設支障木撤去工事です。音調津避難施設へ向かう道路、それと並木展望台及び並木避難場所の樹木につきまして、倒木等のおそれがあるため撤去をしたもので、事業費は記載のとおりとなっております。

企画課の所管事業については、以上となります。

1、委員長（志村） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、住民課分についてご説明いたします。

決算書の84ページ、85ページをお願いします。

表中ほどの2項2目賦課徴収費において、予備費充用21万5,000円を行っております。こちらにつきましては、節の欄、表の下から2段目、22節償還金利子及び割引料への充用でございまして、令和5年度中に納付された予定納税の還付額が見込みを上回ったことによるもので、7月31日に充用しております。要因は、法人町民税の設備投資などによる減益決算によるものでございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

表中ほどの3項1目戸籍住民基本台帳費、節の欄、表の下から2段目、12節委託料において163万5,600円の不用額が生じております。こちらにつきましては、繰越明許費の不用額162万8,000円でありまして、戸籍情報システム改修委託料振り仮名記載分が令和6年度事業とならなかつたことによるものでございます。

次に、主要な施策等説明資料の50ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴収費、事業番号1、賦課徴収事務業務委託であります。賦課徴収事務における臨時委託業務として、1つ目は、軽自動車税申告手続のオンライン化対応のため、軽自動車税基幹システム改修委託業務を行っております。2つ目は、定額減税に対応するための個人住民税基幹システム改修委託業務を行っております。委託料、財源内訳は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、51ページ、事業番号2、十勝市町村税滞納整理機構の収納状況であります。令和6年度は、継続分を含めまして10名の引継ぎを行い、税目ごとの引継ぎ額、収納額、未納額、歩合は、記載のとおりとなったものであります。また、この機構への運営分担金につきましては、説明文にも記載したとおり、一般会計、国保会計、合わせまして142万6,000円を支出しております。

次に、52ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費、事業番号1、戸籍住民基本台帳では、53ページの中ほどから次の55ページにかけ、臨時委託業務として氏名の振り仮名法制化に対応するため、各システム改修委託を行っております。事業費、財源内訳は記載のとおりで、特定財源として社会保障・税番号システム整備補助金を充当しております。

説明は以上です。

1、委員長（志村） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。1款議会費から2款総務費までに対する質疑の発言を許します。

斎藤委員。

1、委員（斎藤） 説明資料の33ページ、結婚新生活支援事業について1点お伺いします。

こちら、要件の中に夫婦合算所得500万円未満という要件があると思います。こちらは、国の補助事業の運用基準に合わせて設定されているものと理解しておりますが、例えば白糠町のように所得の制限を設けていない自治体もございます。町独自で所得や年齢などの制限、こちらを緩和するだとか見直したとかのお考えは現時点であるか、お伺いします。

1、委員長（志村） 木下企画課長補佐。

1、企画課長補佐（木下） 結婚新生活支援事業補助金の関係です。

所得制限につきましては、斎藤委員おっしゃるとおり、国の基準に沿って行っておりまして、この支援金の目的の一つであります移住・定住ですか、少子化対策ということを考えれば、町独自で拡大するのが効果的なものかとは思いますが、現状は財源も限られていることから、国の範囲内での運用にとどめていきたいと考えております。

以上です。

1、委員長（志村） ほかに。

雄谷委員。

1、委員（雄谷） 決算書の作成が総務課なので総務費の中で質疑させてもらいますが、まず成果報告の3ページ、一般会計歳出決算額目的別内訳です。不用額の関係ですが、前年より約5,800万円ほど減少しておりますけれども、執行残を整理するように周知された表れだと思いますが、決算書の不用額を見てみると、まだまだ執行残の整理ができる要素がいっぱいあります。不用額が減ると、課長さん方の仕事が少し減るのでないかと思います。また、この委員会での所要時間も短縮されます。事前にお話を聞いたところによりますと、財務システム上のことも分かりましたが、積極的に執行残の整理に取り組んでいただきたいと思います。この不用額を分析することによって、予算見積りや執行法の改善を見つけることができます。より効果的で効率的な予算執行のために、不用額の分析をしてみるお考えがありませんか、お尋ねいたします。

それと、総務費の20ページの事業番号2番、職員健康診断の関係です。ストレスチェックの判定結果の活用を管理職会議で何ができるか検討すると、昨年説明を受けましたけれども、その検討結果を説明願います。

次に、21ページの事業番号5番、安全衛生委員会です。これも昨年の説明では、安全衛生委員会の業務内容を今後改めるという説明を受けておりますが、この21ページの記載内容は一字一句昨年と同じです。どのように改まったのかお尋ねいたします。

次に、44ページをお願いします。9目防災対策費の関係です。これは令和6年の執行方針に「厳冬期における地震・津波対策に重点を置いた様々な取組を進めます」というように書かれていたのですが、厳冬期における訓練が行われなかつた理由を説明願います。

それと、同じく執行方針の中に「自力で避難できない方の支援体制づくりを検討してまいります」ということが書かれてありました。検討結果を説明願います。

以上です。

1、委員長（志村） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 初めに、3ページのほうでご質問がありました不用額の関係でございます。分析という部分もございましたが、詳細な分析等につきましては、現在至ってはございません。ただ、ある程度、内情につきましては把握をしてございまして、要因など事業内容等を確認した上で、次年度の予算編成等の際の参考とさせていただいているところでございます。

次に、ストレスチェックの結果等でございますが、結果について職員に配付をいたしてございます。その際に、管理職会議等で高ストレスの判定を受けた職員の割合と全体的な結果につきまして説明をさせていただいております。そういった過程で、所属長としての管理監督、そういった義務について促しているところであります。また、今年度から高ストレス判定職員が希望した場合、産業医と面談できるような体制を整えているところでございます。これにつきましても、今後も引き続き、管理職員、職員全体に向けて周知してまいりたいと考えてございます。

次に、安全衛生委員会の事業内容を改めたのかということでございました。令和6年度につきましては、今年令和7年の3月現在で、ようやく産業医と契約ができたばかりということもありまして、具体的な活動ができてございませんでした。今年度から2か月に1回の割合で、安全衛生委員会の開催ができます。職場内の点検、また、公務災害の対策、熱中症対策などにご意見をいただいているところでございます。また、来庁の際、希望者との面談にも取り組めるというところもお話を伺っておりますので、今後も産業医のほうと協議を進めながら、具体的な活動へ結びつけていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

1、委員長（志村） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） まず、1点目の冬の防災対策の件です。災害対策、特に冬の対策としましては、冬の避難訓練をやることは非常に効果的だと思っております。避難訓練、本町の実施する方針としましては、夏と冬の訓練、隔年で近年実施をしているところであります。令和5年度に冬の訓練をやったことから、令和6年度につきましては夏の訓練を予定しておりましたけれども、悪天候で中止となったところであります。

続きまして、自力で避難できない方の体制づくりということですけれども、これも高齢化が進む本町におきましては、自力で避難できない方への支援について、災害時の大きな課題であると捉えています。国におきまして、法律改正により、支援が必要な方を対象とした個別避難計画の策定が努力義務となったこともあります。本町もその策定の取組、遅れていたところでありますけれども、令和6年度に防災と福祉の担当部局、それと社会福祉協議会が連携をして、個別避難計画策定に向けた体制や方針づくりの取組を始めまして、まずは8件の計画を策定したところであります。今後は、沿岸地区の支援が必要な方を優先に計画策定を進めていく考えです。

以上です。

1、委員長（志村） 雄谷委員。

1、委員（雄谷） ストレスチェックの関係なのですけれども、去年は管理職会議で何ができるのか検討すると言っていたので、ちょっと残念な気がします。今の説明だと、結果を周知したぐらい

なので、本当に真剣に何ができるか取り組んでいただきたいなと思うのですが、実際20ページの下段のとおり、高ストレスの判定者、増えていますよね。昨年よりも増えていますけれども、この辺どのように捉えていますか。お聞きしたいなと思います。昨年の説明の中で、8グループで集計ができるということがだったので、前年度比較することでも要因の究明につながるのかなと思います。今後、安全衛生委員会での取組になるのではないかなと思いますけれども、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

それと、防災の関係です。厳冬期の部分、夏と冬、隔年ごとということでございますけれども、昨年の能登半島地震の教訓で、冬の避難所訓練の必要性が十分示されています。ぜひとも、隔年とはいながら、その場、そのときそのときの訓練でしっかりと点検しながら、どういう対策が必要かというのも検討していただければなと思います。

以上です。

1、委員長（志村） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） ストレスチェックの結果でございますが、管理職会議での検討という部分でございますが、こちらにつきましては、意見等を求めてはございますが、特段の発言という部分でとどまっておりまして、具体的な検討までには至っていないというところでございます。

ご指摘のとおり、高ストレスの判定者、増加しているという部分がございます。この要因につきましては、個別の部分、なかなか詳しく詳細にという部分にはいきませんが、高ストレス判定者につきましては、今後、安全衛生委員会を通して、産業医のほうを通して、具体的にはそちらのほうから、もし治療等の必要な部分があった場合につきましては、医師を通して専門医のほうに結びつける等の対策をしてまいりたいというふうに考えてございます。

1、委員長（志村） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） 防災対策の関係です。雄谷委員からあったように、いろいろ能登半島、それから先日のカムチャツカの地震対応等々、反省というか振り返りをして、今後足りないところを対策していくということは、こちらも考えております。特に、先日のカムチャツカの対応も含めまして、災害対策本部内部で災害直後に迅速な対応が取れるような訓練も、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

1、委員長（志村） 雄谷委員。

1、委員（雄谷） 働きやすい職場環境づくりのため、安全衛生委員会の活動について、今後、十分期待していきたいと思います。

以上です。

1、委員長（志村） ほかに。

前崎委員。

1、委員（前崎） まず、決算書の63ページの備考欄、一般職人件費のうちの時間外勤務手当650万1,052円となっておりますけれども、本町全体の普通会計で総体の残業時間数、それと厚生労働省で示している、いわゆる働き方改革で求められた月の勤務時間45時間以内、それから特に臨時的な特

別な事業があれば月80時間というふうになっていますけれども、これを超えると過労死ラインという形で表現されておりますけれども、本町の場合、昨年度の時間外で月45時間を超えていた延べ職員数、それから年間360時間を超えている延べ職員数、それぞれ何人になっているのか説明いただきたいと思います。

それから、説明資料の19ページ、20ページなのですけれども、職員研修の中でメンタルヘルスマネジメント実践研修会、今回リモート実施ということで6人参加していますけれども、例えば令和3年度には、このメンタルヘルス関係の研修会あるいは講習会、これが6回開催されて、延べ40人参加しております。翌令和4年度も5年度もそうなのですけれども、1回の1人しかそれぞれ参加していません。今回、令和6年度が回数も1回、6人が参加したということなのですけれども、20ページにありますけれども、高ストレス判定57人、22.2%という比率でありますけれども、昨年度もほぼ同じ21%の割合でしたけれども、非常に高ストレス判定の割合が高いなというふうに認識しておりますけれども、令和6年度においては1回しか開いておりませんけれども、その辺の内容について、この高ストレス判定の結果を踏まえてお答えいただきたいと思います。

それから、25ページの子ども農山漁村交流事業の中で、下段の事業の内容ですとか、26ページにはそれぞれ食材の提供、学校給食への広尾町食材提供という形でなりますけれども、今回は絞られた学校にしか出しておりません。これも以前指摘したのですけれども、荒川区内の6校、7校に食材を提供していたことがあったのですけれども、これについては出す意義について指摘したところでありますけれども、今回絞られて出されております。

また、もう一点、キの欄に卒業式での祝電の送付とありますけれども、令和2年度あるいは3年度には、広尾町から卒業式に2人ないし1人が参加をしているということがありましたけれども、これも要するに先方についても大変お忙しいさなかに本町から行かれるのはどうかということで指摘したところなのですけれども、その以降はこういった祝電の送付で終わっておりますけれども、今後についてもこういう認識でよろしいのか、それについてもお答えをいただきたいと思います。

それと、次、29ページなのですけれども、事業番号7番、まちづくり町民みらい会議ですね。これは、説明欄では、令和6年度の開催はなかったということで、今後も町民のまちづくりに対する参加意識の向上を図り、課題解決に向けた協議を行う場として開催していくということなのですけれども、令和6年度の予算で、まちづくり町民みらい会議に講師謝金という形で33万円の予算を組んでおります。なぜ、この町民みらい会議が、従前は4回とか5回開催しておりますけれども、これが開催されなかった理由について、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

それと、30ページの10番の生活交通路線確保対策事業の関係で、(2)の十勝バス「広尾線」の部分なのですけれども、これも毎回出しておりますけれども、広尾町の負担が高止まりしているというような現状も踏まえて、ただ、令和6年度についていえば、前年度から見たら、例えば広尾線の経常損失、これが前年度1億9,154万3,000円、これが令和6年度のこの決算資料では、1億7,906万4,000円ということで、1,000万円ちょっと減っておりますし、加えてそういったことで、広尾町も負担額が前年度3,537万1,000円が令和6年度は3,137万3,000円というふうに減っておりますけれども、これは経常損失が減ったということは、例えば燃油高騰ですとか人件費の高騰の中でも下がっ

たということは、一時期運行回数を減らしたことがありますけれども、そういうた部分の影響は加味されているのかどうか。それと、あわせて、ここ4、5年の平均乗車率、5%を切るとこの負担割合が増えというふうなことが出ておりますけれども、それも含めてご説明をいただきたいと思います。

あと、46ページでありますけれども、事業番号5番、避難施設支障木撤去工事で音調津避難施設へ向かう道路等のことについても触れております。この中で、もう4年ぐらい前なのですけれども、議会報告会で、要するに音調津の避難所に向かう道路が狭くて、カーブが多くて、特に冬等については交差できなくて危険であるからということで、道路の拡幅、これについて住民の方から要望が出されておりましたけれども、このことについて後ほど担当のほうに確認したら、国交省のほうに音調津避難路拡幅事業については要望していますということだったのですけれども、その後、当然国の助成を含めて、そういうことがなければなかなか町単ではできないと思うのですけれども、現状での国の動き等についてご説明をいただきたいと思います。

それから、次、47ページでありますけれども、中川一郎記念館の管理事業であります。これについては以前からもお話をさせてもらっておりますけれども、全国で本町だけという、政治家個人のそういう施設を自治体が運営しているということは本町のみでありますけれども、これは昨年の田中町長の公約にも、この部分の見直し整備についてあったところでありますけれども、現時点での程度まで検討されているのか、これについてもお答えをいただきたいと思います。

あと、次、51ページなのですけれども、事業番号2番の十勝市町村税滞納整理機構の収納状況ということでありますけれども、これについても本町も今まで大体12件から13件ほど整理機構に預けていましたけれども、今回は10件という形で、収納率も非常に高くなってきていますけれども、ちなみにもう20年の歴史のある中で、いわゆる滞納者についても一定程度の納税意識の高揚といいますか、そういうたもので納税率が高まってきているのかなというふうに思うのですけれども、事前に頂いた資料を見ますと、十勝管内で引受け件数ゼロ町村、4町村あるのですね。1町村は、預けたけれども、要するに収納ができなかった。それから、あるいは例えば10万円程度の件数を滞納整理機構に預けるということで、要するに費用対効果といいますか、例えば均等割が帯広市も更別村も20万円なのですね。例えば5万円でも100万円でも1回当たり10万円と。あと、収納割の人たちの実績が、これは7%からという形では取っていますけれども、例えば10万円徴収してもらうのに30万円払う、そういうた費用対効果の部分と、8町村が預ける件数がゼロか、もしくは100%以下なのですね。ですから、もう半数近くがいわゆる滞納整理機構に預けている意義がないということが、この20年間の部分で分かるかなというふうに思うのですけれども、例えばこの中で帯広市は、件数については52%預けているのですけれども、金額的にはもう67%預けているのですね。ですから、やっぱりそういうた意味では、加えて先ほども言いましたけれども、3,000人の町も20万円、16万人の町も市も20万円という均等割の不均衡さといいますか、そういうことを踏まえて、担当レベルで20年たった中でどういった協議をなされているのか。私、以前から申し上げていますけれども、そろそろそういうことを相対的に考えると見直す時期でないかなというふうに思っているのですけれども、その点についてご説明をいただきたいと思います。

それから、最後でありますけれども、53ページのマイナンバーカードの交付件数なのですけれども、平成27年から始まって昨年度まで10年間の累計が書いておりますけれども、当然亡くなつた方ですとか、それから返納された方もおるかと思うのですけれども、この中で返納件数が入つていないのですけれども、これについては当然把握されているかと思うのですが、その点についてもご説明をいただきたいと思います。

以上です。

1、委員長（志村） 休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 前崎委員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、時間外の関係でございますが、総体の時間数というご質問でございました。全体でこちらで押さえています総体時間数につきましては、令和6年度で1万6,661時間であります。

次に、月に45時間を越えた職員が何名いるかというご質問でございましたが、31名でございます。年間で360時間を越えた職員につきましては、5名となってございます。

次に、メンタルヘルス研修の回数等のご質問でございましたが、研修につきましては、十勝町村委会で実施しております研修、また、十勝定住自立圏で行っております研修、そのほか北海道もしくは北海道の市町村職員研修センターのほうで行っております研修からそれぞれ毎年毎年メニューを示されておりまして、その中でメンタルヘルスに関する研修、これの回数が減っているという状況がございまして、近年につきましては、参加人数が少ないといった状況も出てきております。

また、過去に人数50人を超えた年もあったということでございますが、そのときにつきましては、講師の資格を持っている職員が事前にメンタルヘルス研修を受けておりまして、その職員が講師となって自主研修を行ったことがございました。その際に人数が大幅に増えてご報告させていただいている年度がございました。

また、高ストレス判定、この部分を踏まえてどういう考え方があるかという部分でございましたが、こちらにつきましても、詳細な部分につきましてはなかなか把握できないところもございますので、あくまでも本人のほうに、産業医に結びつける相談を受け付けますといった、こういった部分の周知を重ねてまいりまして、なるべく相談を受けやすい体制を整えてまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、中川記念館の現時点での検討状況ということでございましたが、こちらにつきましては、現状におきまして、開館年数につきまして、令和4年度から土日、また、祝休日の開館ということで実施してございます。こういった開館日数に関する部分、また、なるべく経費がかからない形での開館運営ということで、開館経費の部分での検討を行つて運営してございます。

以上でございます。

1、委員長（志村） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） それでは、農山漁村ホームステイの給食食材の提供についてでございます。

これについては、主に町産品のPR、それから本町の産業振興につなげる目的で、交流先の小学校以外の荒川区の小中学校にも、広尾町産の食材の提供を実施していたところであります。広尾町といえば、やはり秋サケやシシャモといった海産物のイメージが強く、学校からも、そういった海産物の提供をお願いされていたという現状もあります。ただ、近年の漁獲不振による値段の高騰等もありまして、海産物の提供が困難となったことから、ここ数年は野菜のみの提供となっていたところです。広尾町の海産物が提供できないという現状、それからいろんな実施方法等も踏まえて、今のやり方では十分な効果が得られないというふうに判断をいたしまして、令和6年度からは交流先の小学校のみの提供としているところであります。

あと、卒業式の参加につきましては、委員からもありましたように、ホームステイ受入協議会の会長と事務局で以前は行っていたこともありましたけれども、3月の末、なかなか多忙な時期ということもございまして、現在は祝電の送付のみにとどめ、卒業式の参加は今後もしない予定であります。

次に、みらい会議の実施をしなかった理由ですけれども、御存じのとおり、まちづくり町民みらい会議、町民参加のまちづくりの推進を進めるために令和3年度から始めた取組ですけれども、町民の方にまちづくりに関わってもらうため、まちづくりの課題解決や施設整備等の検討を行う際に、意見やアイデアを出してもらう場として開催をしました。令和3年度は公園、令和4年度はアウトドア、令和5年度はサンタのまちづくりということで実施をしてきたところであります。公園、それからサンタの関係につきましては、町民のアイデアをそれぞれの施策に反映できたところもあります。そういうことで成果が出た取組だと思っております。

ただ、今後もそういった町民の意見を積極的に取り入れるためにやっていきたいとは思っているところですけれども、テーマについては、役場、町内全体で何のテーマがあるかということを呼びかけているところではありますけれども、なかなか現実的なテーマが上がってこないというのが実情、ただ、何もそういった的確なテーマがないのに実施するということが目的ではありませんので、先ほど言った公園やサンタランドのように出してもらったアイデアを少しでも実現をする形にしていく必要があると思っていますので、そういうふくわしいテーマがあれば今後も実施をしていきたいと思っています。ただ、予算上はやるということで計上しますので、できなかつたら不用となるというふうな考え方です。

それと次、広尾線のバスの関係でございます。

負担金、令和5年度、6年度と3,000万円を超えることになっておりまして、高止まりになっていますが、議員からもありましたように、令和6年度については、令和5年度と比較しては約400万円減少しております。これについては、十勝バスの費用としては、昨今の人件費の増加などで増えているところではありますけれども、一番大きい減少した要因としては、令和5年に減便を2便したところです。減便をしたことで、バスの走行キロ、走る距離、それが大きく減少しております。補

助金を試算する過程で走行キロの数というのは非常に大きなウェートを占めておりまして、その走行キロが減ったことで補助金の減少にはつながったというふうに捉えています。

平均乗車密度の関係でございますけれども、近年の経過を説明しますと、令和3年度は3.7、令和4年度は3.9、令和5年度は4.0、令和6年度4.5というふうになっております。徐々に今、回復基調にあります。コロナ禍からなかなか乗客が戻らないということは十勝バスからも報告を受けていますけれども、そういった、さっきの走行キロの減少とも若干関わってきているところであります。

今後の補助金の見込みとしては、今年度、十勝バスが運賃改定を行っています。これにつきましても、今後の補助金額には影響があるものと考えているところです。

からは、以上です。

1、委員長（志村） 木下企画課長補佐。

1、企画課長補佐（木下） 私からは、音調津避難路の関係についてご説明いたします。

この避難路の拡幅については、従前から地域から要望が多く寄せられていたところで、現在、国のはうでは、千島海溝沿いの大地震に備えた緊急対策事業ということで、通常の都市防災の事業費の補助率2分の1のところ、3分の2にかさ上げを行っております。何とかこの補助のあるうちに事業実施できるように、今年度、国のはうに要望調査を申請しております。その指摘事項については既に対応しているところで、本申請に向けて、今、進めておりまして、今後、地域と協議しながら採択に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

1、委員長（志村） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、初めにマイナンバーカードの返納数についてご説明申し上げます。今まで返納された枚数は407件、令和6年度中は92件であります。広尾町のはうで交付した、返納したという数を数えても、転入・転出等がありますので、正確な数字は把握できませんでしたが、国のはうで公表するようになりましたので、令和7年3月31日付の保有率、住民に対する保有枚数という意味では77.7%の保有率となっております。

次に、滞納整理機構の関係でございます。昨年度、課長会議の中で、令和8年度以降の機構の在り方に向けた意見の取りまとめ等が行われております。事前予告効果や費用対効果、そういったものも収納率等と勘案して、19市町村が滞納者へ対する抑止力、そして徴収困難案件の滞納解消が今後も見込めるということで、このまま継続という結論に至りました。

以上です。

1、委員長（志村） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 先ほどご説明申し上げました内容に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど時間外の関係で、まず45時間以上の者「31名」と申しましたが、こちら令和5年度の数値でございまして、令和6年度は「30名」でございました。

また、360時間以上の人数につきましても、「5名」が令和5年度の数字でございまして、令和6年度は「3名」でございましたので、訂正をお願いしたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。

1、委員長（志村） 前崎委員。

1、委員（前崎） 先ほど、今言った令和6年度の時間外時数についての確認だったのですけれども、例年から見てそんなに増えているような状況ではないということで認識しましたけれども、この時間外時数と、それと先ほど言ったストレスチェックといいますか、こういったものというのをリンクするというふうに認識をしております。

過日、遠軽町の教育委員会で、異動後に非常に仕事が処理できなくて、年間1,000時間を超える時間外時数をこなした上、ご本人は自死されたという報道でありますけれども、どこの自治体においても、人事異動によって慣れない仕事を引き継いだ場合、そういった時間外時数が増えるというのをよくありますけれども、どこの町村でも、時によってはそういった制度改革とかそういうのにぶつかると、さらに時間外時数が増えるということも含めて、やっぱりこれは町長を含めて管理体制をしっかりとしなければ、こういった悲惨な事故が起こり得ることも想定できますし、そういった意味では、この高ストレス判定が57人というのは決して少なくないというふうに私は認識しているのですけれども、十勝総合振興局なり道のそういったメニューが少ないとかというお話をしたけれども、例えばそういったことを、やっぱりいろんな形で問題視しながら、そういった上級官庁とも協議するとか、そういったことが当然必要になってくるかと思うのですけれども、その点について再度ご説明していただきたいと思います。

あと、今回改めてこういった質問をしていますけれども、以前にもこの時間外時数についての質問は何回か取り上げていますけれども、帯広市はこの時間外時数について公表はしているのです。ですから、本町もそういった意味では、今、盛んに働き方改革という問題では、2024年問題から含めてありますので、今の時代に則してそういった公表といったものも検討すべきでないかと思うのですけれども、その点についてもお答えいただきたいと思います。

あと、29ページのまちづくり町民みらい会議でありますけれども、テーマが決まらなかったとか目的がなかったので、実施しても仕方ないというような説明だったのですけれども、予算要求というのは、そういったものをある程度見越した上で、当然、講師謝金も予算化しているわけですから、どういった方をどういう形で招聘するかということも含めての予算積算だと思うのですけれども、その辺、今までの継続の中で何かちょっと違和感を覚えたのですけれども、その点についてもう一度ご説明をいただきたいと思います。

あと、税の滞納整理機構の関係なのですけれども、先ほど十勝管内の全体のお話をさせていただきましたけれども、本町においても、事前に頂いた資料でも例えば滞納税額は2万5,000円という方でこの10件のうちに入っているのですけれども、以前の説明でも、これは継続だから最後まで機構にやってもらわなければならないのだという説明だったのですけれども、2万5,000円もらうのに10万円払う。実績よりは少ないのですけれども、そういった意味では、本当矛盾を考えながら、いわゆる地方自治法の最小の経費で最大の効果を上げるという精神から反していると、そういった意味で、この費用対効果の見直しを含めて、総体的に管内的に議論する必要があるかと思うのですけれども、その点についてもう一度ご説明いただきたいと思います。

あと、マイナンバーカードなのですけれども、この有効期間というのは10年間という形で、10回目の誕生日までは有効期間で、その後はできないということで、一般的には今年度が全国でも2,800万件の更新件数があるということで言われていますけれども、例えば18歳以上は10年間なのですけれども、18歳未満については5年間というふうになっているのです。そういう意味では、この返納件数の中で、18歳未満の5年以下の返納というは何件程度あるのか、それについても分かればご説明いただきたいと思います。

それと、先ほど中川一郎記念館の中で、私、町長にお聞きしたので、総務課長が政策的なことを話すことは誠にもって不適切だというふうに、昨年もそうだったのです。その辺、課長としての職務をきちんと整理して説明をしていただきたいと思います。私、町長に対して、公約の進捗状況、どの程度まで進んでおりますかということでございますので、もし差し支えなければお答えをいただきたいと思います。

以上です。

1、委員長（志村） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） まず、時間外勤務手当の関係でございます。

時間外勤務の長時間勤務とストレスチェックの部分、リンクするというお考えということから、メンタルヘルス等の研修のメニューが少ないのではないかということがございました。研修のメニューにつきましては、ある程度こちらのほうで要望を上げる機会もございますので、そういうところで、いろいろ上部機関であるとかに働きかけてまいりたいというふうに考えます。

また、時間数の公表ということの意見もございました。公表することの必要性、また、効果等、こちらのほうをちょっと考えてまいりたいというふうに思います。

よろしくお願ひいたします。

1、委員長（志村） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） まちづくり町民みらい会議に係る予算要求の考え方についてということであります。令和3年度、4年度、5年度、3回やった際には、予算要求までにテーマを決めて予算要求をしていたところですが、令和6年度については、予算要求時期までに明確なテーマが決まらなかったこともあります。ただ、政策立案の過程で必要が出てきた場合に備えて予算は計上したいという考えでしたものです。結果的には、テーマが決まらなかったので執行できなかったということです。

以上です。

1、委員長（志村） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） まず、機構の本町における費用対効果の関係についてでありますけれども、引継ぎ案件を選考する審査委員会の中で、そういうことも踏まえて議論してまいりたいと思います。

そしてあと、マイナンバーカードの18歳以下の5年間の期限の返納の数についてですが、申し訳ありません、今のところ押さえてはおりません。

以上です。

1、委員長（志村） 田中町長。

1、町長（田中） 中川一郎記念館のご質問でありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

公約の関係もありますのでということでありますけれども、現在、様々な角度でいろんな方のご意見を今お伺いしているところであります。中川一郎記念館の今後の在り方については、今、課長が申し上げたのは、今の管理運営の方法をお話しさせていただきましたけれども、今後の在り方について十分町民の皆さんとも意見交換をしながら、私の考えと、また、町民の皆さん、議会の皆さんとも意見交換をしながら進めていきたいと思っています。

1、委員長（志村） ほかに。

萬亀山委員。

1、委員（萬亀山） 主要な施策等説明資料の42ページです。総務管理費、ふれあい活動費の8目、3番、広聴関係ですね。（1）として「町政に対する意見、要望など「町民の声」を聞く窓口として、町職員による地域分担制を実施。町内会総会に出席し、意見、要望の吸い上げができた。また、町からのお知らせも周知できた」となっていますが、このことから、連合町内会36町内会あり、そのうち利用しているのが11町内会で、36分の11、地域分担制で割り当てられている職員は2名の配置と聞き及んでいますが、参加している職員は15名となっております。この11件となると22名になるのではないかと思いますが、いろいろ諸事情もあると思いますが、地域分担制が形骸化されているのではないかと思いますけれども、説明をお願いします。

1、委員長（志村） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） 地域分担制が形骸化しているのではないかという、今ご指摘でした。地域分担制は、平成13年度ですかね、かなり以前から実施している制度で、現状、春の町内会の総会の際に希望を伺いまして、希望があった町内会に担当の職員、管理職ですけれども、派遣して、町からのお知らせですとか町内会の要望を聞き取るという、現在、事業内容となっております。ただ、それがずっと続いているという現状もありますが、ほかの町のいろんな取組も踏まえまして、ただそれだけでいいのかという考え方もあります。それで、どうしたら町内会活動が活発になるような制度になるかというのを検討していくというのは課題となっておりますので、現在どうしていいのかというのを内部で検討している段階にあります。

1、委員長（志村） 浜野委員。

1、委員（浜野） 2点お願いいたします。

決算書の344ページ、先ほど課長のほうからご説明があったのですけれども、（2）、山林の部分で、決算年度中増減高では0.11ヘクタールの増となっていますが、売り買いもあったことだろうと思います。増が幾らで、減が幾らでの面積をお願いいたします。

それと、主要な施策等説明資料23ページ、（2）、町有地環境整備事業であります。これについて45万1,000円の委託料でございます。草刈りをと書いてございますので、場所と回数をお願いいたします。

1、委員長（志村） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 先に説明資料23ページの町有地環境整備事業の草刈りのほうにつきましてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、伐採を行ったのが身障の森の手前というのでしょうか、署通に面した道路のところの伐採を行ってございました。そのほか、現状の公園を今現在、造成中であります、昨年度そちらのほうを一応町有地で持っていましたので、こちらのほうで管理しております、そちらの部分でいわゆる道路際に近い部分、そういったところを管理しております、草刈りを実施してございます。

回数につきましては、大体、一応危険防止という部分がございますので、いわゆる動物が飛び出しても、来るかどうか分かる程度の草刈りという部分がございますので、おおよそ2回から3回程度行つたものでございます。

以上でございます。

1、委員長（志村） 暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時33分 再開

再開します。

寺井農林課長。

1、農林課長（寺井） 山林所有の面積の0.11ヘクタールの、これにつきましては増でございます。実測測量を行つた結果、0.11ヘクタール増えたということになります。

以上です。

1、委員長（志村） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号2、3款民生費を審査します。決算書は92ページから137ページ、主要な施策等説明資料は59ページから100ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

山畠保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山畠） 民生費、保健福祉課分につきまして説明いたします。

初めに、決算書の94ページ、95ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節の委託料におきまして、62万7,642円の不用額が生じました。委託料の確定によるものです。主な執行残といたしまして、コミュニティソーシャルワーカー配置事業委託料の46万2,053円となっております。

次に、同じページ、19節扶助費におきまして、56万7,859円の不用額が生じました。扶助費の確定によるものでございます。主な執行残といたしまして、災害見舞金の15万円、介護保険サービス利用者負担軽減給付金の15万2,997円です。

次に、27節繰出金におきまして、206万6,000円の不用額が生じております。国民健康保険事業勘定特別会計の事業費の確定によるものでございます。

次に、106ページ、107ページをお開き願います。

下段のほう、4目障害者母子福祉費、12節委託料におきまして、82万4,037円の不用額が生じております。委託料の確定によるものでございます。主な執行残といたしまして、障がい者福祉システム改修委託料の39万6,000円、障害者日中一時支援事業委託料の13万9,841円となっております。

次に、一番下、19節扶助費におきまして、727万6,440円の不用額が生じております。助成及び給付事業の確定によるものでございます。主な執行残は、自立支援給付費541万2,067円、補装具費79万6,295円です。

次に、112ページ、113ページをご覧ください。

6目老人福祉費、12節委託料におきまして、160万8,106円の不用額が生じております。委託料の確定によるもので、主な執行残といたしまして、生活支援体制整備事業委託料の148万5,786円となっております。

次に、19節扶助費におきまして、104万2,832円の不用額が生じております。養護老人ホームの入所に係る老人福祉施設措置費の確定によるものでございます。

次に、一番下の27節繰出金におきまして、430万9,000円の不用額が生じております。介護サービス事業特別会計の事業確定によるものでございます。

次のページ、114ページ、115ページをご覧ください。

予算の流用についてでございます。

115ページ備考の上段のほうになりますが、11節役務費は、10節修繕料から5万2,000円を流用しております。こちら、車検代行料予算計上漏れのための流用でございます。

次に、飛びまして、決算書の347ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

ページの下段、3の債権についてです。表の上段、高齢者居室整備資金貸付金の状況でございますが、前年度末現在額140万円に対しまして、決算年度中増減額は貸付金の返済による21万円の減少となり、決算年度末現在額が119万円となったものでございます。

次に、その下段の医療技術者等修学金貸付金でございます。決算年度中、新規1件の貸付で120万円の増加となりまして、決算年度末現在額が120万円となったものであります。

続きまして、決算に係る主要な施策等説明資料について説明いたします。

資料の62ページをお開き願います。

事業番号11番、福祉灯油助成事業についてでございます。灯油価格の高騰が長引く中、その負担感が大きいと思われる低所得者世帯等の生活を支援するための冬期間の暖房費助成を行いました。令和6年度から、生活保護世帯の助成を60リットルから100リットルに増額をしております。事業費等につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、67ページをご覧ください。

事業番号4、重層的支援体制整備事業（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づく

り事業)、事業名、高齢者外出支援交通費助成事業についてであります。高齢者の買物や通院などの外出を支援するため、75歳以上の方へタクシーとバスの利用助成券を発行しているもので、令和5年度から本格実施をしております。利用者数、事業費等につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、73ページをお願いいたします。

事業番号5番、デイサービスセンター施設整備事業についてでございます。デイサービスセンターにエアコンを設置するための電気改修工事とエアコン設置工事を行うことで、利用者の熱中症リスクの軽減が図られたものとなっております。事業費等につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、90ページをお願いいたします。

ページ下段、10目定額減税調整給付金事業費、事業番号1、定額減税調整給付金給付事業についてでございます。物価高騰の経済対策として、個人住民税所得割及び所得税の定額減税において、減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる方に調整給付金を支給したものでございます。事業費等につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、91ページをご覧ください。

11目住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯給付金給付事業費、事業番号1、住民税非課税世帯給付金給付事業についてでございます。物価高騰が長期化する中、その負担感が大きいと思われる住民税非課税世帯の生活を支援するため、1世帯当たり10万円、給付対象世帯のうち、子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円の給付金を給付したものでございます。事業費等につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、事業番号2、均等割のみ課税世帯給付金給付事業についてであります。物価高騰が長期化する中、その負担感が大きいと思われる均等割のみ課税世帯の生活を支援するため、1世帯当たり10万円、給付金対象世帯のうち子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円の給付金を給付したものでございます。事業費については、記載のとおりであります。

次に、同じページの下段、12目住民税非課税世帯支援給付金給付事業費、事業番号1番、住民税非課税世帯支援給付金給付事業についてであります。電力・ガスや灯油をはじめ、エネルギー・食料価格等の物価高騰による負担軽減を図るため、1世帯当たり3万円、給付対象世帯のうち子育て世帯に対し、子ども1人当たり2万円の給付金を給付したものでございます。事業費等につきましては、記載のとおりとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

1、委員長（志村） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、住民課分について説明いたします。

決算書の110ページ、111ページをお願いします。

1項5目身障ひとり親医療特別対策費において、予備費充用106万4,000円を行っております。こちらにつきましては、節の欄、表の下から3段目、19節扶助費中、乳幼児及び児童医療費が見込みを上回り、予算に不足が生じたため、2月12日付で充用したものであります。

同じく、扶助費における74万3,402円の不用額は、重度心身障害者医療費で35万4,743円、ひとり親家庭等医療費で37万6,699円の不用額が生じたもので、それぞれ医療費が見込みを下回ったことが主な理由であります。

次に、主要な施策等説明資料の85ページをお願いいたします。

事業番号1、重度心身障害者医療対策では、前年度より件数が減ったものの、医療費助成額等が80万円ほど増額となっております。

次に、事業番号2、ひとり親家庭等医療対策では、前年度より件数が減り、医療費助成額等が45万円ほど減額となっております。

次のページ、事業番号3、乳幼児及び児童医療対策では、前年度より件数が減ったものの、医療費助成額等が162万円ほど増額となったものであります。

それぞれの事業費、事業費の内訳、財源内訳は、記載のとおりであります。

説明は以上です。

1、委員長（志村） 金石養護老人ホーム所長。

1、養護老人ホーム所長（金石） それでは、養護老人ホームの所管分について説明させていただきます。

初めに、節における不用額50万円以上のものであります。

決算書102ページ、103ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目養護老人ホーム施設費、3節職員手当等に66万9,951円の不用額が生じております。主な内訳は、一般職人件費の時間外勤務手当27万3,343円、会計年度任用職員の時間外勤務手当22万4,187円となります。介護職員の時間外勤務手当の減により生じたものであります。

続きまして、4節共済費に95万9,720円の不用額が生じております。これにつきましては、共済組合負担金の公費負担率の改正によって執行残が生じたものであります。

続きまして、10節需用費になります。91万2,682円の不用額が生じております。これにつきましては、燃料費51万115円、光熱水費30万2,528円の執行残となります。

続きまして、決算に係る主要な施策等説明資料77ページをお願いします。

事業番号6、施設整備事業の、まず上段、養護老人ホーム入所者用液晶テレビ・レコーダー購入業務となります。老朽化で故障しました多目的ホールの大型テレビ、居室のテレビ3台、レコーダー1台を更新したものです。

続きまして、その下の段になります。養護老人ホーム生ごみ処理機購入事業となります。特養、養護、デイサービス分の調理時の生ごみ、食べ残しの残渣処理について、夏場の衛生面、臭気、調理員のごみの搬出の負担軽減のため、消滅型の生ごみ処理機を購入したものであります。

続きまして、77ページ、事業番号7番、介護記録システム導入委託事業になります。使用していた介護記録システムが令和6年度内に更新時期を迎えたことから、操作性、記録業務の効率化、コスト面なども考慮し、新たな介護記録システムを導入したものであります。事業費及び成果については、記載のとおりであります。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

1、委員長（志村） 次に、浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） 私のほうからは、保育所費等の説明をいたします。

決算書の120、121ページをお開きください。

そのページの下のほうになります。3款2項2目保育所費の1節報酬の不用額114万1,661円は、会計年度任用職員の報酬になりますが、代替保育士、代替補助員、公務補、清掃員、調理員のものとなっております。

次に、122、123ページをお願いいたします。

3節の職員手当等114万7,805円の不用額は、時間外勤務手当が主なものとなっております。

次も同じページの4節共済費の68万9,177円の不用額、これは共済費が主なものとなっており、確定によるものであります。

次も同じページの15節原材料費の80万1,565円の不用額は、保育園、保育所の給食材料費、あと間食用の材料費になっております。

次も同じページの10節需用費の修繕費で、予備費の充用がありました。備考欄の下のほうに記載しておりますが、13万8,000円の充用を2月に行っております。これは、豊似保育所の給油の機械が故障しまして、給食を作る厨房で使用するお湯が使用できず修理を要したため、緊急を要することから、予備費の充用となったものであります。

次に、132、133ページになります。

5目子育て支援費の3節職員手当等の78万3,686円の不用額、時間外勤務手当が主なものとなっております。

次も同じページの11節役務費の通信運搬費で流用がありました。備考欄の中段よりちょっと下に記載しておりますが、8万8,000円の流用を同じ目の12節委託料から7月に行っております。これは、広尾町こども計画策定のためのアンケートを、当初は保育園や学校から保護者へ直接配付等を行う予定をしておりましたが、一部の学校で配付ができないということになりました、配付を直接郵送で行うことになったことから、補正等はせず、流用となったものであります。

続きまして、主要な施策等説明資料をお願いいたします。92ページになります。

1目児童措置費の事業番号1、児童手当でありますが、令和6年度に大幅な児童手当の改正がありまして、それに伴い児童手当システムの改修を行っております。表は下のほうになっておりますが、それにより制度改革を円滑に行うことができました。

次に、次のページ、93ページになります。

誠に申し訳ありませんが、数字の訂正、修正があります。中段ぐらいから記載しております延長保育等利用状況のところになります。そこにある表の中の8か所の数字が訂正になります。

まず、①、早朝保育の年間利用延べ児童数、ひろお保育園のところになりますが、「0」になっておりますが、そこに「982」が入ります。「0」が「982」に訂正になります。そして、その横の合計、同じく「0」が「982」に訂正になります。合計が「982」に訂正になります。

次に、その下の月平均利用児童数のひろお保育園のところが、「0」が「82」になります。「0」が

「82」に訂正になります。その横の合計も「0」が「82」になります。

次に、その下の②、終了後保育の年間利用延べ児童数、ひろお保育園の「460」のところが「6,586」となります。「460」を「6,586」に訂正願います。そして、合計が訂正になりまして、「464」が「6,590」になります。

次に、その下の月平均利用児童数のひろお保育園のところが「38」になっておりますが「549」になります。「38」を「549」に訂正願います。そして合計が訂正になりまして、「39」が「550」になります。合計が「550」になります。

以上、数字の訂正につきまして、きちんと最終的な確認を行ったことによりまして発生してしまいました。委員の皆様には、大変お手数をおかけしましたことをおわび申し上げます。すみませんでした。

引き続き、説明させていただきます。

次に、94ページの事業番号2、保育料無償化事業であります。満3歳以上の無償化は既に行われておりましたが、今回、3歳未満の保育料の無償化をし、完全無償化となりました。それにより、子育て世帯の経済的負担軽減がさらに図られたところであります。

次に、95ページの事業番号3、認定こども園・保育所施設事業であります、そこの表の説明をさせていただきます。

まず、豊似保育所のエアコン設置工事です。既に園児が過ごす部屋にはエアコンが設置されてはいましたが、まだ設置されていない遊戯室、調理室にエアコンを設置しました。

次に、豊似保育所改修工事ですが、まず屋根の改修工事、そして2つ目に古くなった便器の取替え、そして3つ目は、外のマンホール部分が地面から突出していたところがありまして、そこの修理、改修を行っております。

次に、ひろお保育園改修工事は、旧丸山保育所にあった物置を移設しております。それと園内の建具の取替え、そして園内の床に突起物が出ているところが園児の部屋のところにあります、そこをなくす工事を行っています。

以上によりまして、施設の維持と保育の改善、そして園児の安全の確保を図ったところであります。

そして、その下の表に、ひろお保育園融雪ダミーパネル購入とあります。これは、玄関前やベランダ側の外の部分が、冬期間、滑る状況になっておりました。転倒防止を図る目的で、冬期間設置する床に敷くゴム製のものを購入し、設置したものであります。

次に、96ページをお願いいたします。

事業番号2です。放課後児童クラブ施設事業、放課後児童クラブエアコン設置工事についてであります。エアコンを2か所設置しまして、児童の安心・安全な環境整備を図りました。

次に、同じページの5目子育て支援費の事業番号1、子育て支援事業の出産祝い金支給事業であります。令和6年度から拡充を図りまして、第1子、第2子が5万円、第3子以降が10万円だったところを、さらに5万ずつ拡充を行い、安心して子どもを産み育てられるよう、子育て家庭への支援を行いました。

次に、97ページになります。

上のほうになりますが、在宅育児支援金支給事業であります。令和6年度から開始しましたが、内容は在宅で育児を行っている世帯へ1人につき月5,000円を支給し、出産祝い金と同じように子育て家庭への支援を行ったところであります。

以上で、説明を終わります。

1、委員長（志村） 以上で、説明を終わります。

休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

これより質疑に入ります。3款民生費に対する質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の60ページでありますけれども、事業番号5番の緊急通報設置事業の関係であります。令和6年度の緊急通報システムの設置世帯数が66件となっております。これについて、例えば令和元年度では固定型が97件、モバイル型が13件、合わせて110件ということで、その後も大体令和4年度まで、令和4年度が97件ということで、この間100件前後の設置世帯数があったわけでありますけれども、令和6年度において66件という形で大幅に減っておりますけれども、その要因について説明願いたいと思います。

この中で、以前この固定型あるいはモバイル型も含めて設置希望者に対して連絡協力員という形で2名の方を推薦するという形でありましたけれども、現状ではどのようになっているのか、これについてご説明いただきたいと思います。

それと、もう一点ですけれども、75ページの養護老人ホーム施設の中での入所待機者46名となっております。令和4年度が64名、令和5年度が54名という形で待機者も減っておりますけれども、以前もお聞きしましたけれども、この待機者数で希望してから何年程度で入所できるかということの部分については、3年からそれ以上かかりますということがありました。昨年ですけれども、ある方がこの養護老人ホームの入所を申込みした際に、あと3年程度かかりますというふうに担当から説明があったそうでありますけれども、つい最近、もう空きましたから入れますという形で1年程度で入所可能というふうな形でありますけれども、この46名という部分でいくと、今までの説明でいくと本当にまた2年から3年かかるのかなというふうに推測するのですけれども、現状ではどのようになっているのか、それについてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（志村） 山畠保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山畠） 緊急通報システムの関係でございます。

設置者の減につきましては、既存の設置者が転居だったり施設に入居されて撤去されて、新規の申込みがそれを上回らないため、年々減少しているところであります。

また、先ほど緊急協力員という形で、モバイル型の申込みされる場合には2名、基本的に必要となっておりますが、ご家族だったり知り合いがあまりいらっしゃらない方については、1名でも大丈夫ですよという形で申込みを受け付けておりまして、もし全然いない場合につきましても、全くゼロ人でも申請を受け付けている実態がございますので、引き続きそのような体制で進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

1、委員長（志村） 金石養護老人ホーム所長。

1、養護老人ホーム所長（金石） 養護老人ホームの待機者の待機期間についてでありますけれども、養護老人ホーム、年によって違うのですけれども、年間移動が10名前後ということで、3年から4年から長い人で5年かかるということもあったのですけれども、人数で言えばそうなのですけれども、入所順が回ってきた際に見送りされる方が多くて、実際4月から入所を進めているのですけれども、既に13名以上の方が見送りされている状況になっています。というと、実質待っている方の数字ではなく、入りたい方の数字がまた違うのかなということで、先ほど言った入所の待機期間が変わってくる状況になっております。そういったことも防ぐために、福祉係で現在、入所のときには確実に入所されるかどうかということも確認して入所を受け付けていると聞いていますので、今後そういったことは少なくなってくると思いますけれども、そういったことで入所の待機期間が変わっている状況となります。

以上です。

1、委員長（志村） ほかに。

雄谷委員。

1、委員（雄谷） 成果報告の60ページ、緊急通報の関係です。これも昨年の説明では操作確認といいますか、これを訪問のときにやりますよということだったのですけれども、実際には訪問して、特に高齢者の方が操作の確認、操作ができるのかどうかというような、高齢者の反応はどんな状況だったのか説明願います。

それと67ページ、事業番号4番の高齢者外出支援交通費助成事業の関係です。申請率は前年度より6.3%増えていますけれども、利用率が逆に1.3%減少して、利用者は前年から6人しか増えていません。利用率向上に向けてどのような取組をされたのか、説明をお願いいたします。

国の給付金給付事業がそれぞれ90ページ、91ページに載っているのですけれども、90ページの下段、一番下の1の定額減税の関係、一般財源が47万3,592円、91ページの上段、住民税非課税世帯、ここも一般財源が74万6,000円出ています。91ページの下の部分について一般財源は出ていませんよね。今まで比較的国の給付金事業については一般財源というのはなかったのですが、この2つの事業について一般財源が出ています。それらの要因について説明をお願いします。

それと93ページをお願いします。先ほど訂正がありましたけれども、認定こども園・保育所運営事業の延長保育等の利用状況、①から③、いずれも昨年より減少しているのですけれども、これについては、上段に記載されている月平均在籍人員が昨年より15人減少しているからだと思いますけれども、本題は94ページです。94ページの中ほどの開放保育利用状況、ここが前年比で半減してい

ます。この半減している要因について説明をお願いいたします。

1、委員長（志村） 山畠保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山畠） 初めに、緊急通報装置の使用方法について昨年もご質問いただいて、包括職員と訪問した際に使用に不安がないか確認をして、不安があれば説明していきたいとお話ししたところでございますが、確認したところ、一部の世帯のみの確認にとどまっております、申し訳ありません。今後、再度課内で確認をして、使用方法について不安がある世帯については担当係または委託業者において丁寧に説明をして、いざというときにきちんと使えるような形で進めてまいりたいと考えております。

2つ目の高齢者の外出支援の関係でございます。こちらのほう、利用率の低下の部分につきましては、対象者の方の負担軽減のため、前年度まで申請いただいた方については、その方が前年度で申請を全くされていない場合であっても自動的に申請手続を省略し、助成券の発送をしているところでございます。

また、運転免許証を持っている方につきましても、天候や季節によって運転に不安があるという方がいらっしゃるため、補助の対象としておるため、この方々の利用率が低かったのではないかと思われます。利用率は下がっておりますが、申請者は増えておりますので、今後多くの方に利用していただけるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

3点目の定額減税寄附事業で一般財源が充てられていることにつきましては、受給対象者1名当たり幾らということで国のほうで事務費が決まっておりまして、その上限額があるのですが、こちら給付金に係るシステムの改修費が高額となるため、その基準では足りないため、不足部分につきまして一部一般財源を充てているものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

1、委員長（志村） ほかに。

浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） それでは、雄谷委員の質問について説明させていただきます。

それで、93ページの部分、あと94ページの部分、雄谷委員におきましては前年との比較、それによつていろいろ指摘していただきました。実を言うと、この場で言うことではないのかもしれませんが、先ほど修正のあった部分についても、雄谷委員のほうから前年度の比較がおかしいのではないかという指摘があったところで訂正、修正が分かりました。本当ありがとうございました。この場を借りておわび申し上げます。ありがとうございました。

それで、まず93ページの部分で子ども、児童数の部分が15人減少しているという部分、それを踏まえた中で94ページの開放保育が前年度に比べて半減しているという、どういう要因かということをございました。これに関しましては、子どもが減ったというところも1つであります、前年度、実を言うと、過去を調べたら極端に多い人数が開放保育に来たというふうになっております。数字的なものを申し上げさせていただきますと、令和元年度が開放保育は11人、これはひろお保育園だけになりますが、令和2年度が23人、令和3年度が54人、この年はちょっと多かったのですが、令

和4年度が6人、そして昨年が60人で今年が30人、昨年が60人で雄谷委員言ったように半減でした。

この要因をひろお保育園の園長、副園長を交えて話させていただいたのですが、昨年、令和5年度、まず60人に極端に増えた要因としては、コロナが第5類に変わったのが令和5年の5月です。それに伴いまして、やっぱり親御さんが子どもを預ける場所どこかないかというところで、開放保育というのは広報等で知らしめていましたので、それを見て、それであれば子どもを連れてコロナも取りあえず第5類に変わったし行ってみようかなというのがあって、令和5年度がさっき言ったように突出した形で増えたのではないかと。そして、令和6年度は先ほど雄谷委員も言ったように、子どもが減ったことによって例年どおりの数になったのかなというふうにこちらのほうで確認させてもらったところであります。

理由としては、以上であります。

1、委員長（志村） 雄谷委員。

1、委員（雄谷） 緊急通報の関係なのですけれども、一部の世帯しか実施していないということ、これは非常に残念です。それと、説明の中で委託業者にもお願いするというお話、説明があったのですけれども、令和7年度当初予算の中では、回線の開通、それは業者が毎日確認していますよということなので、それは多分事務所ができるからそれでいいと思うのですけれども、操作の確認は委託業者に任せたら駄目です。はっきり言って、うちの母親も撤去したときに、委託業者がつけたものを自分たちで外していくのですから、どこにつけてあるか。1つ外し忘れて帰っていましたから、駄目ですよ、業者に操作確認なんか。やっぱり面と向かってふだん顔を合わせている職員、訪問している職員だと、高齢者に対して「おばあちゃん、どう？ このちょし方はこうだよ」というふうにも話ができるとは思うのですけれども、そういう面からもぜひ職員の方、大変ご苦労をかけると思いますけれども、高齢者、もう本当に日々日々認知が進んでいったりしますので、ご苦労をかけますけれども、ぜひとも職員の方にはお願いしたいなというふうに思います。

それと、外出支援の関係で、申請の手間を省くために前年度の方に送っていますよと、それは非常に申請される方についてはありがたいことかなとは思いますけれども、実際送られても利用率が少ないとという部分、予算のときにもアンケートも行っていますよというようなことも聞いていますので、この場ではアンケートの結果は聞きませんけれども、アンケート結果というのは、生の声がそのアンケートに書かれていると思いますので、少しでも利用率が上がるよう、今、交通会議で別にやっているのかもしれませんけれども、それはそれとして、この利用者が増えていくことを少しでも努力してみんなで考えていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

1、委員長（志村） 斎藤委員。

1、委員（斎藤） 説明資料67ページ、高齢者外出支援制度についてお伺いいたします。

先ほど利用額、こちら899万9,500円とございましたが、総事業費、利用額以外の部分に計上されている、例えば送料とかあるのかなと思いますが、そういった部分の金額の費用の内訳のご説明をお願いいたします。

1、委員長（志村） 山畠保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山畠） 高齢者外出支援交通費助成事業の扶助費を除いた部分の費用について説明をいたします。

先ほど899万9,500円を除いた残りの部分については、消耗品費で4万8,741円、あとチケットの印刷製本費として32万5,886円、残り役務費、こちら送料になりますが、37万425円となっております。

以上です。

1、委員長（志村） ほか、ありませんね。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号3、4款衛生費を審査します。決算書は136ページから149ページ、主要な施策等説明資料は101ページから115ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、4款衛生費の住民課分についてご説明いたします。

決算書138ページ、139ページをお願いします。

4款1項2目環境衛生費、節の欄、上から3段目、10節の需用費において70万4,076円の不要額が生じております。こちらにつきましては、139ページの備考欄の中ほどにあります02施設管理費において、修繕料の執行残が36万円程度と、葬斎場公衆トイレの電気料が見込みを下回ったことによる光熱水費18万円程度の執行残が主な理由であります。

次に、主要な施策等説明資料の101ページをお願いいたします。

事業番号2、新中間処理施設整備事業であります。現在、帯広市に建設中の新中間処理施設整備分の負担金として834万1,000円を十勝圏複合事務組合へ負担しております、地方債520万円を充てております。

次に、105ページをお願いいたします。

事業番号7、電動生ごみ処理機購入補助事業であります。昨年度から、ごみの減量対策として家庭用電動生ごみ処理機購入費用の半額、上限5万円を補助する事業を実施し、24件71万8,700円の補助を行っております。

説明は、以上となります。

1、委員長（志村） 宝泉保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（宝泉） 4款衛生費につきまして、健康管理センター所管分を説明いたします。

初めに、決算書の140ページ、141ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、中段の3目予防費の節欄の上から3つ目、3節職員手当等におきまして116万2,996円の不用額が生じました。人件費の確定によるものです。主な執行残は時間外勤務手当の114万9,344円で、時間外勤務の時間数の減少によるものです。

その下のほうの12節委託料におきまして、235万8,742円の不用額が生じました。委託料の確定によるものです。主な執行残は、予防接種委託料の143万4,200円です。

次のページ、142ページ、143ページをご覧ください。

一番上の19節扶助費におきまして127万4,999円の不用額が生じました。助成事業費の確定によるものです。主な執行残は、不妊治療費等助成72万5,923円です。

次に、148ページ、149ページをご覧ください。

6目国民健康保険病院費、上から2つ目の20節貸付金におきまして7,500万円の不用額が生じました。国保病院から一時借入れの申出がなかったため、予算額の全額が執行残となったものでございます。

続きまして、決算に係る主要な施策等説明資料につきまして説明いたします。

資料の114ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、事業番号8、各団体に対する運営費補助事業、上から3つ目の二次救急医療対策事業負担金についてです。夜間や休日に二次救急患者を病院群輪番制により受け入れている帯広市内の医療機関6つの病院に対し、安心して医療が受けられる体制を維持する観点から財政支援するものです。これまで帯広市が単独で係る費用を負担してきましたが、患者割合が帯広市約55%、管内町村約40%であることを考慮しまして、令和6年度から患者数に応じて管内市町村全体で負担することになったものです。事業費、本町の負担金額につきましては、表内の記載のとおりです。

説明は、以上でございます。

1、委員長（志村） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。4款衛生費に対する質疑の発言を許します。

雄谷委員。

1、委員（雄谷） 成果報告の101ページをお願いします。事業番号3、広尾町水道事業会計補助事業です。5,372万円2,000円ほど補助しておりますけれども、この基準の繰入金と赤字補填分、それぞれ幾らなのか説明をお願いいたします。

次に、105ページです。事業番号7、電動生ごみ処理機購入補助事業です。生ごみを減らすことでも十勝圏複合事務組合が建設している新中間処理施設の運営負担金、これの削減にもつながりますので、もっともっと積極的に購入のPRをすべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。説明を願います。

次、115ページをお願いします。6目国民健康保険病院費の関係です。病院事業などの公営企業型の地方独立法人は、完全な独立採算を求められているわけではありません。その根拠が独法法の第42条と第85条、ここで設立団体は地方独立行政法人に対していわゆる財源措置ができるというふうにうたわれております。それで、令和6年度はご覧のとおり3億8,445万5,000円、この金額は当初予算よりも5,233万5,000円の増、中期計画よりも5,939万円増になっております。その増となった要因と、そうしなければならなかった理由をお尋ねいたします。

それと、予防費の関係ですが、成果報告には載っていないのですけれども、令和6年度の執行方針の中で、「いのちを支える自殺対策計画」に基づき、関係機関との連携体制を構築し、生きることの包括的な支援を推進していくというふうに記載されております。どのような連携体制を構築され

たのかの説明と、令和6年度の活動実績の説明をお願いいたします。

1、委員長（志村） 楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） 水道事業会計の補助金の内訳について説明させていただきます。

水道事業会計に繰り出しを受けていますけれども、内容は簡易水道事業でして、繰出金の内訳なのですけれども、R 6年度で基準繰入れが1,314万3,000円、基準外繰入れが4,057万9,000円となっています。

以上です。

1、委員長（志村） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、電動生ごみ処理機のPRの関係でございます。

昨年度につきましては、町内会などの集まりとかに町長が行くところで、ちょっとお時間を割いていただいてPRを若干させていただいたりとかしておりました。そして、今年につきましては、昨年購入していただいた方にアンケートを送付して、そのアンケート結果を9月号の広報や、あと、これからホームページのほうにも広報に載せ切れなかったものを掲載していきたいと思っております。

以上です。

1、委員長（志村） 宝泉保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（宝泉） 国保病院の運営費負担金交付金の増額の要因について説明いたします。患者数の減少による医業収益の減収によるものです。また、職員の給与水準の上昇による人件費の増加や、物価高騰による材料費や経費の増加も影響したものと認識しております。

それで増額、そうしなければならなかった理由についてですけれども、この状況では会計で収支不足が確実に生じるということであったものですから、病院と協議の上、先ほど雄谷委員から説明がありましたが、法第85条第1項に基づく財政措置の特例、いわゆる負担金について増額をし、カバーしたものでございます。

以上でございます。

1、委員長（志村） 三浦健康管理センタ一次長。

1、健康管理センタ一次長（三浦） それでは、自殺対策やメンタルヘルス関連での連携体制についてご説明いたします。

令和6年度、主に連携した機関は、医療機関、それから帯広保健所、学校、事業所、警察署などです。医療機関との連携では、新規の患者さんの受診方法を確認し、担当するケースへの情報提供などを行いました。帯広保健所との連携では、保健所が実施しているこころの健康相談の周知の協力を行ったり、担当ケースへの支援方法についてご助言をいただいている。学校との連携では、中学、高校の協力を得て、生徒に対しSOSの出し方、ストレスとの向き合い方などの内容のパンフレットの配付を夏休み明けに行いました。事業所との連携では、事業所からの依頼により、メンタルヘルス講習会の講師として職員を派遣いたしました。警察署との連携では、自死遺族の方へお渡しする、集いの会や相談先が掲載されたリーフレットの配付などを行っております。

また、今年度につきましては、ゲートキーパー養成講座を10月に開催するなど事業を展開してい

まして、また、今年度、この計画の策定の評価ということで、また策定委員に集まっていた大いに今後の対策を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

1、委員長（志村） 雄谷委員。

1、委員（雄谷） まず、簡水の関係で4,000万円ほど赤字補填ということなのですけれども、下水道使用料については赤字補填が8,000万円にも上っているから将来的には料金改定を予定しているというようなところですけれども、この簡水の赤字補填分について料金に転嫁するお考えがあるのかお尋ねします。

それと、生ごみ処理機の関係なのですけれども、令和7年度に購入者のアンケートをしました、その結果を広報に載せています。9月号といいましても10月号なのですね、載っているのは。10月号にたった半ページですよ、たった半ページにしか載っていないのです。ホームページにも載せる予定なので、そこにがっつり載せてほしいと思うのですが。

昨年、自分の座談会をやったときに、実際に自分が購入した生ごみ処理機を持っていって見てもらって、使い方も説明させていただきました。今年の座談会では、その処理機と実際に処理して乾燥した生ごみを触ってもらって臭いを嗅いでもらおうというふうに思っています。今年の座談会は、11月に1年生5人で開催する予定で準備を進めています。

病院の関係です。運営交付金、公営企業法の繰り出し基準に準ずるというふうになっています。基準繰入れと基準外繰入れをそれぞれお示し願います。

それと、この運営交付金については、普通交付税と特別交付税で措置されることになっております。令和6年度普通交付税、特別交付税、合わせて地方交付税措置額は幾らになっているのかお尋ねします。

それと、いのちを支える自殺対策関係なのですけれども、説明された部分については理解しました。ただ、この計画は、成果報告の13ページに各種計画の推進、この表に載っていないのです。この第9表が作成された意義をもう一度ご確認いただきたいなと思います。この9表に掲載する基準は、議会の議決を要する計画、行政報告を行っている計画となっていますので、ひろお健康プラン21、これも載っていません。来年度、併せて載せていただきたいというふうに思います。

あわせて、この9表でお願いがあるのですけれども、ご覧のとおり第5次だとか第何期とか載っているのです。載せられるものであれば、第何次、第何期、必ず来年度載せるようにしていただきたいと思います。

以上です。

1、委員長（志村） 楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） 令和6年度の基準外繰入れ4,000万円なのですけれども、この年は野塚浄水場の整備に係る地下水脈調査の委託という事業があったものですから、それが要因となって、特に基準外繰入れが多い年というふうにはなっております。

簡易水道使用料の値上げの考え方なのですけれども、平成30年度に営農用、農家用については50円から100円という大幅な値上げを行った経緯がございます。また、簡水の家事用については、上水

道の料金との整合性も図らなければならないという観点から、簡易水道料金についても上水道の値上げの時期に併せて検討していかなければいけないかなというふうに現段階としては考えております。

以上です。

1、委員長（志村） 宝泉保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（宝泉） 説明いたします。

運営費負担金交付金のうち繰り出し基準内の額、法第85条第1項に基づく負担金で3億6,205万6,984円、繰り出し基準外の額は法第42条第1項に基づく交付金で2,239万8,016円でございます。

以上です。

1、委員長（志村） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 交付税の措置額の関係、私のほうからご説明させていただきます。

令和6年度の交付税の措置額の関係でございますが、特別交付税、普通交付税合わせまして2億3,651万8,000円でございます。

以上でございます。

1、委員長（志村） 雄谷委員。

1、委員（雄谷） 病院の関係ですけれども、今説明ありました基準繰入れと普通交付税措置額、ここで1億3,000万円の開きがあります。この運営、先ほどなぜ増額しなければならなかつたのかということで収支不足と。令和6年度は2,900万円の収支不足。追加になった5,200万円を入れなければ8,000万円というような状況にはなるわけなのですけれども、この運営交付金を今言った交付税措置額程度にするというルールづくりが必要ではないのかなと思うんですね。先ほど基準繰入れの3億6,000万円の中にも人件費が入っていますけれども、当初予算では6割程度見ていたのが、この決算では9割3分6厘ぐらい、6割から9割まで、そこは増やしても、それはもう基準内になってしまっているのですよね。それはもう基準繰り出しの文面上そうですね、そうカウントするのは、それは仕方がないのですけれども、そうするといつまでたっても基準内が増えていくだけなので、広尾町独自というのは変かもしませんけれども、交付税措置額程度とするルールづくりが必要ではないのかなと思うのが1つ。

それと、先ほど前段で申し上げましたように、完全な独立採算を求められているわけではないのですけれども、企業努力、これは求めないのでしょうかね。この企業努力を求めることが、先日もお話しさせていただきましたけれども、独法法の第28条第6項ではないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

1、委員長（志村） 宝泉保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（宝泉） 国保病院への運営費負担金交付金につきましては、地方独立行政法人法の規定に基づく財源措置として町が負担するものでございますが、これまで負担金交付金の実績額が中期計画の予定額を上回る高い水準で推移しており、課題であると認識しております。

ご指摘のようなルールを設けて負担金交付金の町の負担水準を下げますと、町の財政負担は軽減されますが、国保病院の足元の経営状況を見ますと、それにより病院経営が立ち行かなくなること

が懸念されます。国保病院の経営改善により医業収益を増やすことで町の負担金交付金を減らしていく、このスキームにより、救急医療などの不採算部門につきましては財政措置の特例として町が負担しなければなりませんが、それ以外のものにつきましては、極力負担金交付金の額を減らして、町の財政負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

1、委員長（志村） 雄谷委員。

1、委員（雄谷） 今、経営改善を求めて交付金を減らしていくというご説明がありましたけれども、経営改善を求めるのが第28条第6項ではないのでしょうか。町長、いかがですか。

1、委員長（志村） 田中町長。

1、町長（田中） 雄谷委員から前回、議案の中での病院の質疑にもありましたけれども、今回、病院の令和6年度の総体的な評価を行った上で、法に基づく改善命令等々の措置が必要ではないかというご指摘もいただいたところであります。その際にも若干触れましたけれども、広尾町立病院、地方独立行政法人に移行したというところではありますけれども、やはり広尾町民の命、健康を守る病院として、今後も持続的に将来的に継続して守っていく必要があるというふうに考えているところであります。

今、委員のほうからその基準内、基準外の繰入れ、繰り出しの関係のご質問がありましたけれども、やはり町立病院の使命、役割として、採算に合ったものだけを医療として提供するだけが病院の使命ということではありません。結果的に町の管理下にあるわけではありますけれども、先ほど担当参事のほうからもありましたが、救急での対応、休日、それから夜間の対応等も含めて民間病院では担っていない、そういう公的な役割というのも病院にはあるわけでありまして、そういう不採算の部門を町としてやはり見ていく必要があるというふうに私は考えております。

理想といいますか、現実問題として、これだけの繰り出しが、負担金になっているわけでありますので、おっしゃられるように法に基づいた改善命令をしていくということは当然のことでありますし、独立採算制に基づいた経営努力をしていただくというのも当然のことでありますけれども、その一方で、そういうた採算に合わない部門も町立病院としては担っていただいているという部分も、町としてはその部分の評価もしなければならないというふうに考えているところであります。

1、委員長（志村） 雄谷委員。

1、委員（雄谷） 今の長い説明の中で私は第28条第6項のことを聞いているのですね。その長い説明の中で第28条第6項をしていくのは当然だというのは、町長の口から出ました。その当然だというのは、いつ、どの時点で、どのような状況になったときに判断されるのですか。

1、委員長（志村） 田中町長。

1、町長（田中） これは令和6年度の今、結果が評価として出ましたので、前の本会議の中でも質問で出ましたけれども、今後、病院のほうともきっちと協議をした上でこういった改善命令等々を出していく考えで進めていきたいなというふうに考えています。

1、委員長（志村） 浜野委員。

1、委員（浜野） 2点お願いいたします。

説明資料102ページの2の（2）、臭気測定調査事業、これについては昨年も少し時期とかを聞い

たわけですけれども、事業成果として悪臭防止法に定められた特定悪臭物質22物質の何々と基準内であることを確認したと書いてございます。これはこうでなければ困るわけでして、これはいいのですけれども、ただ、基準値内、例えば10人の方がその場にいて感じたのは、みんな10人とも違うのですよ。だから、やっぱりこういう基準値、数字で表さざるを得ないとは思うのですけれども、ただ、この調査票というのは簡単に、どういうような形で出されているのかお問い合わせいたします。

続いて、その次の公園緑地管理事業のところで（1）の業務委託のことです。これについては、それとかなり多くのあいで、これだけの部分をするのに、その1、その2、音調津とありますけれども、これを何事業者といいますか、それで行っているのかお問い合わせいたします。

1、委員長（志村） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） まず、臭気測定の関係ですけれども、帯広市にある事業者に業務委託をして行っています。分析方法等につきましては、臭気法等に基づいて北海道が示した基準値を超えているかどうか22項目についてと、あと今回については臭気指数についても調査させていただいております。

次に、公園緑地の管理についてなのですけれども、その1、その2とありますが、それぞれ1社ずつで2つの事業者に委託を行っております。

以上です。

1、委員長（志村） 浜野委員。

1、委員（浜野） 調査票についてはそういうことなのですけれども、ただ、町民の方はそれぞれの場所で、例えば豊似の酪農地帯、広尾の漁業地帯、それを確保されている場所、それがあるわけなのですけれども、やっぱり自分からしてでも、うちらは農村地帯のにおいというか、悪臭とは言いませんけれども、においの部分はそれなりにずっと経験していますので、これはこの地域の産業のにおいだという。ただ、それにしてもここまで、このぐらいまでは我慢できるなという部分は自分らでも感じています。ただ、市街地の方が農村地帯へ春先とか秋に行くと、うわあと。やっぱりもう環境が違うからそういうふうに感じる、それは当たり前だと思います。ただ、そういう部分であれしたときに、私的には、これ一般質問のような形になってしまうかもしれませんけれども、簡易の臭気のキットみたいなもので、例えばそういう町民から要望があったときに、さっさとこういう数値でできるようなことができないのかなと思ったりはしてございます。

ただ、全体の町民の方が一番分かりやすいというのは、臭い、まあまあ臭くない、全然臭くないとか、そういう部分の形で言うと、それぞれみんな感じ方は違うのですけれども、ただ、この数字で基準内だというのは、それはもう分かりますけれども、その基準がどこからが臭くて、ここからは耐え切れないのだと、そういう部分が一般の人はほぼ分からぬと思います。だから、そのためには何か簡単な、例えば前のコロナの検査キットみたいのような、なかなかないと思いますけれども、何かそういうもので簡単に、いや、臭いねと、いや、これはこのぐらいのあれでいくと数値なのですよという、そういうものがあればいいななんて思ってございます。

それと、公園の、公園といいますか、環境の整備の部分なのですけれども、これは公園の関係の草刈りとか、そういう部分なのですけれども、そのほかにも町では、シーサイドパークゴルフ場ですと

か、もうたくさんあると思います。それで、今後こういう部分が、2年後ぐらいには公園もできれば、そこもそれなりのそういう部分も増えてきます。これ、ただ、人がいないという部分で、だからそういう業者の、こういう草刈りの環境整備をする人たちの部分も今のうちからそれぞれ考えていく、いかなくてもいいのかなと。一般質問みたいになってしまったのですけれども、よろしくお願ひします。

1、委員長（志村） 説明は要りますか。

1、委員（浜野） 何かあれば。

1、委員長（志村） 田中町長。

1、町長（田中） 臭気の関係であります。これはまちづくり、町長とのふれあいトーク、それからいろんな町政懇談会の中でも町民の方からも、どのにおいということではなくて、今、浜野委員がおっしゃったように、浜のにおいもあれば山のにおいもありますので、どのにおいということではなくて、そういうにおいの関係のお話というのではあります。

これは前にもお話をさせてもらったと思いますけれども、それぞれ北海道が、北海道内の町について、悪臭物質、においの部分については簡単に言うと2種類あって、鼻で感じるにおいと悪臭物質、物質ですね、空気中に漂っているにおい以外の、化学物質も含めてにおいの物質になるもの、それをそれぞれ指定しています。本町の場合、悪臭物質、先ほど課長が言った22項目の物質について、この基準を守りなさいよというのを広尾町は指定されているということです。

臭気といいますけれども、においの部分についての指定がされてはいないですね。取りあえず2種類あるということをまずご理解いただいて、ご存じだと思うのですけれども。そのことで今回この成果表に載せてありますのは悪臭物質と書いていると思うのですが、悪臭物質の測定で22項目をやってというところなのです。今、浜野委員がおっしゃったように場所によっても人の感じ方によってもいろんな感じ方がありますし、農家の方であればそのにおいにもう慣れてしまったという方もいるでしょうけれども、それは人それぞれの考え方で、非常に難しい問題だというふうに思っています。

ですから、まずはその悪臭物質について広尾町が指定をされているその基準をきちんと下回っていることがまずは大原則というところで、町としては、これ66万円というのは1回の検査でかかる金額なのです。あちこちでちょっとできないものですから、一番においがするという時期を見計らって業者に頼んで来てもらってやることなのですけれども、その時期的なもの、会社のほうの都合とかもあって、においが今しているよというときに来てやればいいのですけれども、なかなかそういうこともできないというところで、難しいところがあります。そういうことで今後、今、簡易的なというお話をありましたけれども、それもちょっと研究はさせてもらいますけれども、難しいところがあるかなというふうには考えております。

以上です。

1、委員長（志村） 斎藤委員。

1、委員（斎藤） 説明資料115ページ、空き家対策総合支援事業についてお伺いいたします。

まず、令和6年度の空き家解体補助の実施件数、こちら5件とありますが、総申請件数はどの程

度であったのでしょうか。

また、不採択といいますか、対象にならなかつた案件がございましたら、それはどのような理由であったのかお伺いいたします。

1、委員長（志村） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 令和6年度中の申請件数は7件で、それに対して5件が対象となりました。

こちらにつきましては、建設省令の基準により測定した評点が100点以上のものについて助成を行っております。

以上です。

1、委員長（志村） 斎藤委員。

1、委員（斎藤） 今ご答弁いただきました補助対象の要件、例えば特定空家だつたりとか不良住宅など、100点という要件があると思うのですが、こういった基準が地域のニーズに十分対応できていない可能性もあるかと見受けられます。今後、この対象基準の緩和だつたり申請件数の上限の拡大など、制度の改善についてご検討されていることがあればお伺いいたします。

1、委員長（志村） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 今のところ広尾町の補助率というのはほかの町村と比べても5分の4となっていて、単純計算で62万5,000円から50万円の補助を受けることができます。ほかに例えば人件費の高騰とかで空き家とかを壊すのに費用がどんどん高くなってきた段階で、ちょっと考えたほうがいいのかなと思ってはいるところであります。

以上です。

1、委員長（志村） 山岸委員。

1、委員（山岸） 1点だけお聞きます。臭気測定事業の関係なのですけれども、先ほど浜野委員の説明の中で臭気測定も実施したことですよね。それは正規の臭気判定士によって実施したのですか。そして、その臭気測定の結果というものはどうだったのでしょうか。その辺お聞きします。

1、委員長（志村） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） おととしもそうなのですけれども、十勝管内では1社だけが臭気測定を行うことができる業者でありまして、そちらのほうに委託をしております。

また、昨年度の結果については全て基準値以下であったということで、ホームページとかのほうにも公表しております。

以上です。

1、委員長（志村） 以上で、質疑を終結します。

休憩します。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

再開します。

次に、審査番号4、5款農林水産業費を審査します。決算書は148ページから171ページ、主要な施策等説明資料は116ページから138ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

寺井農林課長。

1、農林課長（寺井） 決算書等の説明に入る前に、誠に申し訳ございません、決算書に係る主要な施策等説明資料の訂正をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

主要な施策等説明資料の34ページをお願いします。

事業番号12、地域おこし協力隊配置一覧の表の上から4行目、サンタランドアグリプランナーの欄の事業費「1,280万6,533円」を「1,426万5,397円」に訂正をお願いいたします。表の一番下の事業費合計「3,441万7,192円」を「3,587万6,056円」に訂正を願います。これにつきましては、共済費の145万8,864円の計上漏れがございました。誠に申し訳ございません。

次に、118ページをお願いします。

事業番号1、地域おこし協力隊事業の表の右側の欄、報酬等の「1,216万8,133円」を「1,362万6,997円」に訂正をお願いいたします。同じく共済費の145万8,864円の計上漏れがございました。

誠に申し訳ございません。今後このようなことがないように十分注意してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、農林課所管分の節における不用額50万円以上のものを説明いたします。

決算書152ページ、153ページをお願いします。

5款1項3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金50万6,108円の不用額が生じております。これは主に補助金の新規就農補助金で、確定に伴う不用額39万2,000円となっております。

次に、156ページ、157ページをお願いします。

5款1項7目農業環境改善センター費、10節需用費170万7,379円の不用額が生じております。これは主に燃料費で89万9,444円の不用額と、光熱水費で53万7,256円の不用額となっております。

続きまして、主要な施策等説明資料の121ページをお願いします。

5款1項3目農業振興費、事業番号10、農業振興地域整備計画変更調査委託業務です。農業振興地域整備計画作成で土地利用現況図の作成や土地利用調書の作成を行い、農業振興地域の土地利用の状況等を最新の情報に更新し、総合的な農業振興を図ったものです。業務期間、委託料につきましては、記載のとおりです。

次に、事業番号11、多面的機能支払交付金です。農業の担い手の減少や高齢化が急速に進み、集落機能や農業・農村の維持増進を図るため、保全活動の支援を行い、水路・農道管理、鳥獣被害防止資材や鳥獣駆除など地域資源及び農村環境の保全を図ったもので、事業内容、事業費につきましては記載のとおりです。

続きまして、事業番号12番、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金です。てん菜の褐斑病に対する初期防除を実施し、発生状況や初期防除の効果について検証するため薬剤散布を行い、褐斑病の発生について0%に等しい数値に抑制できました。対象経費、町補助金につきましては、記

載のとおりです。

次に、122ページをお願いします。

事業番号13、農地利用効率化等支援交付金です。サイレージフィーダー等の機械購入の支援を行い、中心経営体等が経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化に取り組む際に必要な農業用機械の導入について支援することができました。対象経費、町補助金につきましては、記載のとおりです。

続きまして、124ページをお願いします。

事業番号1、農村環境改善センター改修工事です。舞台装置のどんちう用稼働部品交換や電動開閉ワイヤ一部品交換など舞台の適切な補修工事を行うことにより、将来にわたり安全・安心な舞台の確保を図ったものです。委託料につきましては、記載のとおりです。

次に、129ページをお願いいたします。

5款2項5目野塚交流館費の事業番号1、野塚交流館改修事業です。本格オープンに伴い、避難口誘導灯と階段通路誘導灯等の増設工事を行いました。事業費、財源につきましては、記載のとおりです。

次に、その下の野塚交流館廃材処理工事についてです。天井、床、壁から出た廃材処理工事を実施いたしました。当該施設の改修により、利用者の利便性が向上するとともに、施設機能の充実を図りました。事業費、財源につきましては、記載のとおりです。

次に、130ページをお願いします。

5款2項5目野塚交流館費の事業番号3、野塚交流館施設設備品購入事業です。野塚交流館運営に係る備品といたしまして、防炎カーテンやハンモックなどの購入を行い、施設運営業務の適正化及び利便性の向上が図られました。事業費、財源は、記載のとおりです。

説明は、以上になります。

1、委員長（志村） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 続いて、3項水産業費を説明いたします。

初めに、50万円以上の不用額について説明をいたします。

決算書の164、165ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、18節の負担金補助及び交付金に係ります不用額117万3,985円であります。主なものは、167ページ備考欄の中段、中ほどにありますウニ養殖企業化試験事業補助金113万9,883円及びその他が執行残となりました。ウニ養殖企業化試験事業補助金の執行残に關しましては、養殖ウニの出荷、それから漁船の修理代の減によるものになっております。

次に、166、167ページになります。

5款3項3目水産業施設費、12節委託料に102万8,945円の不用額が生じております。主なものは、169ページ上から4行目になります水産加工排水処理センター指定管理委託料93万8,235円及びその他が執行残となりました。排水処理センター委託料に關しましては、給料手当及び動力費の減によるものであります。

次に、繰越明許費について説明をいたします。

決算書の164、165ページをお願いいたします。

5款3項2目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金の予算現額4,772万円のうち443万2,000円を令和6年度から令和7年度へ繰越しました。内容といましましては、167ページ備考欄の5行目になります。北海道水産多面的機能発揮対策協議会負担金でありまして、令和7年度4月に実施しておりますウニの人口種苗放流に係るものであります。

次に、説明資料になります。137ページでございます。

3目水産業施設費、事業番号2番、漁村センター外壁等改修工事です。雨漏りが発生する状況であったため、外壁等の改修工事を行いまして、利用者の利便性改善と施設の長寿命化が図られたところであります。

次に、事業番号3番、漁村センター暖房機取替事業になります。漁村センターの老朽化したストップを3台更新したものであります。

次に、138ページになります。

事業番号2番、魚類飼育試験施設揚水ポンプ取替事業になります。魚類施設の揚水ポンプが老朽化したため、揚水ポンプ1台を購入し、取替えを行ったものであります。

以上となります。

1、委員長（志村） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。5款農林水産業費に対する質疑の発言を許します。

尾矢委員。

1、委員（尾矢） まず、決算書の162、163ページ、5款5目野塚交流館費のところでございます。163ページ右側に移りまして備考欄、野塚交流館費1,025万1,015円と計上されております。当該施設はこれまで多額の費用を投じて整備事業を行ってきたわけですが、昨年オープンされたということで令和6年度の入館者数、それと林業振興のため木製品の販売を行っているというふうにお伺いしておりますので、その売上高も教えていただければと思います。

また、同じく野塚交流館費の17節備品購入費159万9,133円、先ほど担当課長のほうからハンモックですとか防炎カーテンというようなご説明がありました。もう少し詳しくこの購入した備品の内容と、分かればですけれども、その購入先等、教えていただければと思います。

1、委員長（志村） 寺井農林課長。

1、農林課長（寺井） それでは、説明させていただきます。

まず、入館者数につきましては、昨年1年間で2,496人になります。令和6年度の集いの杜の売上金額につきましては、約10万円になります。

そして、購入した備品159万9,133円の内訳についてですが、集いの杜で使用します防炎カーテン、ハンモック、あとテーブルが2台、椅子が6脚、あとユニバーサルサンダーとスポンジサンダーになります。購入先につきましては、ユニバーサルサンダーとスポンジサンダーは、これは町外の業者から購入しているのですけれども、それ以外につきましては町内の業者から購入しております。

以上です。

1、委員長（志村） 尾矢委員。

1、委員（尾矢） 先ほど今、売上げのほう約10万円ほどというご説明があったのですが、すみません、決算書の歳入の52、53ページ、20款ですね、よろしいでしょうか。雑入の備考欄のところ、下から6番目、野塚交流館製品販売収入となっていて、4万4,500円という計上があります。これと今ご説明あったその10万円、これは全く別なものなのでしょうか。お願いします。

1、委員長（志村） 寺井農林課長。

1、農林課長（寺井） 先ほど説明いたしました約10万円につきましては、集いの杜で総額で売れたお金になります。地域おこし協力隊が週休日に自分で作ったものを売ったお金も含んで10万円という形になります。地域おこし協力隊の出勤日に作ったものに対しては、この4万4,500円の売上げというふうになっております。

以上です。

1、委員長（志村） ほかに。

大庭委員。

1、委員（大庭） それでは、農林費の施策の説明資料の128ページ、（2）のサンタの森の観光振興事業についてお伺いしたいと思いますが、上から2つなのですけれども、生産構造改善事業と就業環境改善事業、それぞれ900万円と208万円、補助金として環境譲与税のほうから支出されているという内容になっております。令和5年度の決算を見ると、令和5年度も同じ項目で改善事業のほうが1,213万6,000円と就業環境改善が204万円というふうになっているのですけれども、これについては町内の木材業、林業の業者の方への補助金という認識でよろしいかどうかと、複数事業者に対しての補助金か、あるいは単体事業者に対しての補助金か、その辺をお伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、この説明資料のその下129ページの上のほう、（5）の広尾町森林整備推進協議会、この協議会の構成員、構成のメンバーと、下のほうに木材利用視察や普及啓発活動などを通じということでと書かれていますけれども、具体的にどのような活動内容なのか。ちなみに去年の事業費については20万円ぴったりということでありまして、ここでかかった費用については全額これからも譲与税のほうから措置されるのかどうなのかというのをお伺いしたいと思います。

最後でありますが、同じページの農林人材育成支援センター管理運営事業の関係があります。ここ事業内容は、管理委託、保守点検等で260万7,000円という金額が載っております。ちなみにこれ、去年の令和5年度の決算書を見ると、ここの事業内容は管理委託費というふうになっていて、委託料が156万4,860円ということで数字が載っておりました。それで、この数字を、決算書のほうの163ページを見ると、委託料が67万9,800円というふうになっております。単純に考えると、ここに載っている数字というのは上の01の支援センター費全額が今回はここに載っているのですけれども、昨年の決算だと委託料だけで156万4,860円というような記載になっていたのですけれども、その辺の記載の違いとか、去年は単体で156万4,000円の委託料という形で決算されていたのですけれども、今年これを見ると67万9,800円というふうになっていますので、減った理由というのをお聞かせいただければというふうに思います。

以上3点、よろしくお願いします。

1、委員長（志村） 寺井農林課長。

1、農林課長（寺井） まず、サンタの森の環境振興事業と就業環境改善支援事業につきましては、まず900万円につきましては3業者で1業者当たり300万円の補助という形で900万円、支援事業につきましては2業者で208万8,000円を補助金として支出しております。

その次に、広尾町森林整備推進協議会、これにつきましては広尾町における森林の整備推進及び林業・林産業の振興を目的として設立をされております。事業内容につきましては、昨年度、まずエゾヤマザクラ13本を集めの杜に植樹しております。それから、広尾町の木育フェスを2回開催しております。そのほか、林業関係の視察として北海道立北の森づくり専門学院と道総研森林研究本部林産試験場のほうに視察に行っております。

それで、まず構成メンバーなのですけれども、広尾町、それから森林組合、林業事業体である会社が4社、学識経験者1名、そのほか国の機関と北海道の機関、それから漁協と農協が構成メンバーになります。

続きまして、農林人材育成支援センターの関係になります。今年度事業費260万7,771円、これ、決算書と同じ額を、昨年は委託料のみを計上させていただいていたのですけれども、今年度につきましては、全体事業費を載せていただきました。委託料が少なくなった理由なのですけれども、昨年11月に今まで委託をしておりました合同会社ピロロ企画が撤退をいたしまして、農林課職員で管理をしておったところになります。

説明は以上になります。

1、委員長（志村） 大庭委員。

1、委員（大庭） 分かりました。

（2）番目のサンタの森の環境振興事業で、3社で300万円ずつの900万円ということでありますけれども、これについてはマックス300万円というわけではないのでしょうか。事業費に対して何%とか、そういう形の補助ではないのでしょうか。その辺もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

1、委員長（志村） 寺井農林課長。

1、農林課長（寺井） マックス300万円で、自己負担の2分の1を補助するというふうになっております。

以上です。

1、委員長（志村） ほかに。

雄谷委員。

1、委員（雄谷） 1点だけ質問させていただきます。

129ページ、（5）の広尾町森林整備推進協議会の関係です。事業費の28万9,913円の財源は全額森林環境譲与税です。頂いている資料では、この協議会の収入は広尾町と森林組合の負担金と前年度からの繰越金になっています。協議会の決算では植樹祭開催経費が14万9,395円、森林組合の負担金が15万円ということで、植樹祭開催経費はこの森林組合の負担金で賄っているというような認識でよろしいでしょうか。

1、委員長（志村） 寺井農林課長。

1、農林課長（寺井）　はい、そのとおりです。

1、委員長（志村）　雄谷委員。

1、委員（雄谷）　ということは、植樹祭後のバーベキューに譲与税が使われていないという認識で理解をいたしました。この植樹祭開催経費が全て森林組合の負担金ということであれば、このチラシの一番下に「この事業は森林環境譲与税を活用しています」と書かれているのですよね。であれば、この文言は不要だと思うのですが、いかがですか。

1、委員長（志村）　寺井農林課長。

1、農林課長（寺井）　来年度から改めたいと思っております。よろしくお願ひします。

1、委員長（志村）　雄谷委員。

1、委員（雄谷）　この協議会の決算、収入総額が82万9,936円、支出総額が27万2,923円で、差引き次年度への繰越金が55万7,013円になっています。先ほどの植樹祭開催経費が14万9,395円、ほかの支出が12万3,528円になりますが、森林環境譲与税で賄っている広尾町の負担金のうち16万6,385円が次年度繰越金に含まれていることになります。森林環境譲与税の創設趣旨からいって不適切な処置だと思いますが、いかがですか。

1、委員長（志村）　寺井農林課長。

1、農林課長（寺井）　指摘されたとおりでございます。来年度から改めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

1、委員長（志村）　前崎委員。

1、委員（前崎）　説明資料の129ページの（5）番の関係ですけれども、先ほど来、大庭委員、雄谷委員からも質問がありましたけれども、昨年度、第1回桜の植樹会、植樹祭ということで入場無料、定員100名で募集をしております。

以前、植樹祭という形で広尾町、営林署、それから森林組合、あと木材協会等々で、共催で植樹祭を毎年実施しておりましたし、最近では墓地の横にあります桜の森がそういう形なのですけれども、当時、議会も多くの方が参加して手伝いましたけれども、5、60人集まって100本か、それ以上の桜の木を植えたり、植樹をしてまいりました。

今回、この野塚における桜の植樹祭、これは聞いたところによると、もともと学校グラウンドの老木の桜の木を伐採したことによる部分でこの桜の植樹が始まったというふうに聞いているのですけれども、今の話だと、桜の木を13本植えたということなのですけれども、例えば毎年、広尾漁業協同組合女性部が植林をやっていますけれども、それこそ「北の流氷」の映画の題材でないのですけれども、魚つき林ですよね。大体女性部員25人から30人で毎年250本近くの植樹をしていますし、あと、この時期に大体、例えば隣の大樹町も小学生を含む100人ぐらいの町民が集まって植樹していますけれども、新聞報道では480本植樹をしているだとか、管内でもそういうところがたくさんあります。

ただ、この桜の植樹祭13本のために集まっていたいただくということについて、今年もやっていますよね。ある報道によると、またこれからもやるみたいな計画なのですけれども。まさしくその費用対効果といいますか、当然職員の方もお手伝いに出てると思うのですけれども、13本を植えるた

めに100人近く集めて、そして、その時間配分といったら僅か30分なのです。30分で、バーベキューのほうが1時間半以上、2時間近くやっていると思うのですね。そういう形で植樹祭をやる、ましてや13本ということの本数の少なさというか、本当に費用対効果を考えるとあまりにもちよつと、ほかのやっている植樹から見るとお粗末だなという気がいたします。

そういう意味では、もう少し効率的に、そして町からもあるいは森林組合という一定の公金をいただいているわけですから、バーベキューをするなと言いませんけれども、やるのであれば個人から参加料を取るとか、そういうたやつぱり公の事業としては適切な運営を図るべきだなというふうに思うのですけれども、その点についてどのように考えているかご説明ください。

それから、先ほどの同じページで農林人材育成支援センターの部分なのですけれども、これ利用者、多分、短期も長期も含めてあるかと思うのですが、利用者の人員について説明をいただきたいと思います。

1、委員長（志村） 寺井農林課長。

1、農林課長（寺井） 植樹祭につきましては13本という少ない数を植樹したのですけれども、多くの参加者が高齢者や子ども等が多くて、昨年、令和6年度はちょっと私、参加はしていないのですけれども、今年度は1時間程度かかったと思います。来年度以降、この行事につきまして内容等も精査しながら検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、農林人材育成支援センターの利用者の人数等につきまして説明させていただきます。利用者につきましては令和6年度全体で144名が利用しまして、全部で752泊しているところです。

以上になります。

1、委員長（志村） 前崎委員。

1、委員（前崎） 来年度以降、桜の植樹祭を検討するということでございますけれども、基本的にどこに何本植える計画だったのか。今は令和6年度の決算ですから今年のことはあえて言いませんけれども、多分12、3本また植えたというふうに報道で出ておりました。こういうことを、またこれからも数年続ける計画だというふうに昨年度の報道で見ましたけれども、そういうことを町として、ましてや先ほど雄谷委員も言ったように、私も同じチラシを持ってますけれども、環境譲与税を活用していますと本当に住民に誤解を与えるような、そういうたチラシを全戸に配布しているわけですから、やっぱり町としてその辺は十分に配慮すべきだなというふうに思っておりますけれども、この点についてもう一度ご説明いただきたいと思います。

1、委員長（志村） 寺井農林課長。

1、農林課長（寺井） 先ほどと同じ答えになるのですけれども、この行事につきましては、今後いろいろと行事内容、それから今後どのようにしていくかというのを検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

1、委員長（志村） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ散会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

本日の委員会は、散会することに決しました。

なお、明日10日は、午前10時から決算審査特別委員会を開会します。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時46分